

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

一八八三年九月十日（光緒九年八月初十日）
○中國不必畏法人辦（中國は必ずしも法人を畏れざるの辦）

○電音（英人は越南の事に困り、議論紛如たり）

○法人特強（法人、強を待む）

○越南近聞（法人、擬して再び戒行を整え、往きて北寧を攻めんとす）

○西人觀戰

一八八三年九月十四日（光緒九年八月十四日）
○中國以守為戰說（中國は守を以て戰と為すの說）

○電音（法國の新報、越南の事を論ず）

一八八三年九月十七日（光緒九年八月十七日）

○法軍敗績彙記

○法人發難（法人、難を發す）（嗣後、若し再び黒旗を助ければ、將に師を

移して以て粵東を攻めんとす）

○海防郵音（法人、華人一名を獲有して律に按じて処決す。華商、皆罷市し

て甚だ鼓噪を形す）

○法國郵音（法廷、美國軍火を供して中國に与うるを聞き、心甚だ平ならず）

○法臣辭職

○公使撤任統聞（公使の任を撤するの統聞）

一八八三年九月十八日（光緒九年八月十八日）

○法國電音（法國の廷臣、擬して亞非利加州駐防の兵より籌發して馳せて越

南に至らしめんとす）

○津門郵報（中國の当道、擬して水師人役四百名を特選し、鎮遠艦を駕して

回らしめんとす）

○法人禁辦軍火（法人、軍火を辦ずるを禁ず）

○法人有意挑釁（法人、挑釁を意うあり）

○越使未沒（越使、未だ沒せず）

○法人不睦（法人、睦まざ）

- 一八八三年九月十九日（光緒九年八月十九日）
 ◎論法人擬攻粵東（法人の擬して粵東を攻めんとするを論ず）
 ○電音（曾襲侯、法廷に進謁して一切を妥商す）
 ○事属伝聞（事は伝聞に属す）（法船の追迫甚だ重にして且つ発砲して鎮遠の船尾に撃中す）
 ○金陵郵音（左侯相、時事に言及し、文武員弁皆法人と一死戦を決せんと欲す）
 ○海防近聞（法人、砲台を棄てて走り、黒旗困りて勢に乗じて河内に進攻す）
 一八八三年九月二十日（光緒九年八月二十日）
 ○電音（中法公使、擬して英國大臣と越南の事を商議せんとす）
 ○敵愾同心（西報に謂う。昨ごろ上海報を閲るに称すらく、是の華人、越南の事に因り、街談巷議の傳うる所一ならず。：然れどもまた華人の敵愾の心、普天相い同じきを見るべし）
 ○越南近耗（越人の勇氣、愈々加わり、法人の心胆俱に落つ）
 一八八三年九月二十四日（光緒九年八月二十四日）
 ○法軍近耗（曾襲侯、和誼を失うを欲せず）
 ○法越和約統聞（黒旗を攻むるも、勝を獲ざるあり）
 ○法人多疑（法人、疑多し）
 一八八三年九月二十五日（光緒九年八月二十五日）
 ○越南近耗（法國の總督、着して水師兵及び召募の土兵を將て迅かに東京に赴かしむ）
 一八八三年九月二十六日（光緒九年八月二十六日）
 ○徒勞跋涉（徒に跋涉を勞わす）
 ○法越和約統錄

- 一八八三年九月二十七日（光緒九年八月二十七日）
- ◎論官民皆宜知和約（官民は皆宜しく和約を知るべきを論ず）
- 電音（法軍、屢々黒旗の敗る所と為る）
- 天津郵音（津人みな敵愾の思ひあり）
- 法國陰謀（その公使徳理固、上海に抵りて連りに伯相と晤るも、貌は剛復たり）
- 一八八三年九月二十八日（光緒九年八月二十八日）
- ◎論紅河為法所必争（紅河は法の必ず争う所と為るを論ず）
- 一八八三年九月二十九日（光緒九年八月二十九日）
- 電音（英國、已に極力中法の為に調処す）
- 海防郵報（法軍、和を讒するを俟ちて並えて黒旗を進攻せず）
- 一八八三年十月四日（光緒九年九月初四日）
- ◎論拳事宜去民疑心（事を挙げるには宜しく民の疑心を去るべきを論ず）
- 一八八三年十月十三日（光緒九年九月十三日）
- ◎論中朝並未預黒旗事（中朝は並えて未だ黒旗の事に預らざるを論ず）
- 訳録法報（法報を訳録す）（中國の官員は衆志の向背を觀る）
- 一八八三年十月十五日（光緒九年九月十五日）
- ◎論法人断不与中國構兵（法人は断じて中國と兵を構えざるを論ず）
- 法員論越南事（法員、越南の事を論ず）
- 一八八三年十月十八日（光緒九年九月十八日）
- 黒旗戰捷紀事
- 電音（曾襲侯、中朝は甚だ法と其の和好を失うを欲せずと謂う）
- 東瀛郵音（法國水師提督、昨ごろ黒旗と講和し、已に成議あり）

○折津郵音（恭邸、英法二国公使と越南の事を商議す）

一八八三年十月十九日（光緒九年九月十九日）

○接録黒旗戦捷紀事（黒旗の戦捷紀事を接録す）

○和議已成（和議、已に成る）

○傍觀揣度（俄国領事、中国は決して敢えて戎首と為りて以て法人と戦に従事せずと謂う）

一八八三年十月二十三日（光緒九年九月二十三日）

○論越南事勢可危（越南の事勢は危うかるべきを論ず）

○法人臆論（中朝は暗に精兵を遣し、南渡して以て黒旗を援く）

一八八三年十一月一日（光緒九年十月初一日）

○論法人籌兵（法人の籌兵を論ず）

○法国電音（曾襲侯言及すらく、中国の東京に駐紮するの兵は久しからずして

て尽く撤去を為す、と）

○法兵来越（法兵、越に来る）

一八八三年十一月五日（光緒九年十月初六日）

○詳述黒旗事（黒旗の事を詳述す）

○電音（法国の宰臣、中朝は用兵を憚ると曰う）

○海防郵音（法船、水師兵を載有して海防に到る）

○防兵来粵（防兵、粵に来る）

○法兵至越（法兵、越に至る）

○法員會議（西貢信息に言う。九月二十三日、是の処に駐するの法員、聚會

して以て税関を設立するの事を議す）

○西貢郵音（法人謂う。中朝は將に越南を剖分して以て争端を息めんとす）

一八八三年十一月八日（光緒九年十月初九日）

○論辺防不可因無事稍弛（辺防は無事に因りて稍も弛くすべからざるを論ず）

●西報論法攻東京（西報、法の東京を攻むるを論ず）
○法兵来越（法兵、越に来る）

一八八三年十一月十日（光緒九年十月十一日）

◎論法人籌餉（法人の餉を籌るを論ず）

○法園電音（法人、法兵の東京に在るの情形を得て、刊して一書を為る）
○効力疆場（力を疆場に効す）（法園の提督、東京に往きて黒旗と接仗せんと請う）

○越南近報（法兵の東京に在る者は皆勁旅には非らず）
○法兵將到（法兵、將に到らんとす）

一八八三年十一月十三日（光緒九年十月十四日）

○津門郵音（李伯相、往きて法公使に会し、時事を商議す）

一八八三年十一月十五日（光緒九年十月十六日）

○海防郵音（法園の兵船は越南に抵りて黒旗と決戦す）
○越南近聞（法園の新調の兵、東京に到る）

一八八三年十一月十六日（光緒九年十月十七日）

◎中国非助黒旗辯（中国は黒旗を助くるに非ざるの辯）
○越南近耗（黒旗は法軍と未だ開仗せず）

○海防郵音（法人、擬して南方の各埠を將て尽く封禁を行わんとす）

一八八三年十一月二十一日（光緒九年十月二十二日）

◎論法人擬向中国索賠兵餉（法人擬して中国に向いて兵餉を賠するを索めんとするを論ず）

○法船来越（法船、越に来る）
○海防郵音（黒旗、現に重兵を以て北寧に駐守す）

一八八三年十一月二十二日（光緒九年十月二十三日）

- ◎論法人探察越鉞（法人越の鉞を探察するを論ず）
- 電音（曾襲侯、黒旗は誠に用いるを惜しまずと曰う）
- 戦務近聞（法軍、已に北寧に前往し、以て黒旗を進攻す）
- 法使回国（法使、國に回る）

一八八三年十一月二十三日（光緒九年十月二十四日）
 ◎閱字林報論滬市書後（字林報に滬市を論ずるを閲て後に書す）
 ○電音（法国外務大臣、力めて解職せんことを求む）

一八八三年十一月二十四日（光緒九年十月二十五日）
 ◎論民心当聯絡（民心は当に聯絡すべきを論ず）
 ○法人擬攻北寧（法人、擬して北寧を攻めんとす）
 ○遣兵衛辺（兵を遣わして辺を衛る）

一八八三年十一月二十七日（光緒九年十月二十八日）
 ○電音（中朝、書を各國に致し、越南は久しく中国の藩服たりと言う）
 ○越南近事（海東城に駐防するの法軍、大敗す）
 ○法敗伝聞（法敗るの伝聞）
 ○訳録西報（西報を訳録す）（中朝、密旨一道ありて、黒旗の劉義は現に経に封じて東京統兵の大員と為すと言う）

一八八三年十一月二十八日（光緒九年十月二十九日）
 ○法人大言
 ○海防郵音（近日、法人北寧に往きて黒旗を攻めんとす）
 ○上海郵音（西人、潜かに黒旗に往く）

一八八三年十二月六日（光緒九年十一月初七日）
 ◎中国不必与敵争勝於海上説（中国は必ずしも敵と勝を海上に争わざるの説）
 ○電音（英徳二國、既にその商民を保せんと欲す）
 ○華兵到滬（華兵、滬に到る）

○牛庄近報（兵九千名、陸統として調して天津に至る）
○請増船艘（船艘を増さんことを請う）

一八八三年十二月七日（光緒九年十一月初八日）

◎論法人籌餉（法人餉を籌るを論ず）

○粵垣防務近聞（省中の官憲、軍務を整頓す）

●西人論中法近事（西人、中法の近事を論ず）（若し兵燹一たび開かるれば、

法固は堅持し能わず）

○西人慮禍（西人、禍を慮る）

○省事略述（中朝、己に開仗を決意す）

一八八三年十二月八日（光緒九年十一月初九日）

○電音（歐美數國、互相聯絡す）

○法国内近報（法人、提督に着して黒旗を攻めしむ）

○法軍慘戮（法人、現に河内に在り）

○法兵到越（法兵、越に到る）

一八八三年十二月十日（光緒九年十一月十一日）

○粵垣電音（中国人、聚を糾めて群を成し、擁して法國の領事署に至る）

○省事彙述（各國領事、聚集會議し、その商民を保護せんことを冀う）

○海防近報（海防付近の各処は海賊甚だ猖獗するに属す）

●劉永福非髮逆辯（湖海之士拜上）（劉永福は髮逆に非ざるの辯）

○統調軍兵（統いて軍兵を調す）

○軍兵來粵（軍兵、粵に來る）

一八八三年十二月十一日（光緒九年十一月十二日）

◎論中國自固藩籬（中國自ら藩籬を固むるを論ず）

○海防近報（海防の人心、倍ます張皇するを覺ゆ）

○西貢近報（法軍は將に往きて北寧を攻めんとす）

一八八三年十二月十三日（光緒九年十一月十四日）

◎論中國重在能守（中國の重は能く守るに在るを論ず）

○軍兵赴粵（軍兵、粵に赴く）

○商務日盛（商務は日に盛んなり）

○粵垣安堵（調到の軍兵、また皆營規を恪守し、並えて騷擾するなし）

一八八三年十二月十四日（光緒九年十一月十五日）

○電音（法國の議局、銀圓を鑄弁して以て越南の軍需を濟く）

○廈門近報（近ごろ新勇二千五百名を招有し、防守に資せしむ）

一八八四年一月三日（光緒九年十二月初六日）

◎調集兵勇未議（兵勇を調集するの未議）

○増添船艘（船艘を増添す）（美國、現に擬して再び戦艦を遣し中國に前來

せんとす）

一八八四年一月四日（光緒九年十二月初七日）

◎論禦外寇当參用民兵（外寇を禦ぐには當に民兵を參用すべきを論ず）

○法國電音（法國大臣、復た銀圓二十兆を撻せんことを請う）

○越南近耗（越南王の薨ずるの後より越南の廷臣は皆法人を怒る）

○西貢近聞（法國の水師提督、經に法廷より派せられて中國海道の總管と為る）

○西貢郵報（法國の各員、越臣のその君を鳩弒するを以て、甚だ之を鄙薄す）

○東京近耗（越南總督、回國す）

○越王耗（越南總督、回國す）

○粵垣近事（人の法國天主堂を將て焚毀せんと欲するあり、民人鼓噪す）

一八八四年一月五日（光緒九年十二月初八日）

◎論中國備禦無時可弛（中國の備禦は時として弛むべきなきを論ず）

○東京近聞（黒旗は北寧を以て根本と為す）

○謠言宜禁（謠言は宜しく禁ずべし）（法兵の後、絵に日本兵士あり）

- 一 八八四年一月七日（光緒九年十二月初十日）
- 越南三宣提督劉誓師檄（越南三宣提督の劉誓師の檄）
- 倫敦郵音（中法二国、擬して英廷に之が調処を為さんことを請わんとす）
- 法船赴越（法船、越に赴く）
- 一 八八四年一月十一日（光緒九年十二月十四日）
- 海防近信（黒旗、復た擬して隊を整え、往きて宣泰を攻めんとす）
- 河内郵筒（法国提督、既に宣泰城を得る）
- 南定近報（中国及び越南の兵、南定付近に在りて駐紮す）
- 東京戰務統聞
- 一 八八四年一月十二日（光緒九年十二月十五日）
- 論法人必不敢窺瓊州（法人は必ず敢えて瓊州を窺わざるを論ず）
- 牛庄近報（牛庄に付近するの居民、法国と同仇敵愾の氣あり）
- 穗垣近報（各官、土人に禁じて、西人を騷擾するを得ざらしむ）
- 一 八八四年一月十五日（光緒九年十二月十八日）
- 論法人擬在暹羅募兵（法人擬して暹羅に在りて兵を募らんとするを論ず）
- 謠言可惡（謠言、惡むべし）（法国人、軍器を押運して海賊を接濟す）
- 一 八八四年一月十六日（光緒九年十二月十九日）
- 法軍赴越（法軍、越に赴く）
- 越事可慨（越事、慨すべし）（越王、その臣の弑する所と為る）
- 法報大言
- 兵赴海南（兵、海南に赴く）
- 海防郵音（法人、既に宣泰城を得るも、黒旗の隙を伺いて進攻するを恐る）
- 法員更調
- 順化近報（国中に主なければ、経に大臣、前王の姪を擁立す）
- 法人擬攻北寧（法人、擬して北寧を攻めんとす）

○河内近事（法人疑いて、中国及び越南商人、暗中に黒旗を接濟すると為す）
○徒勞往返（徒に往返を勞す）

一八八四年一月二十一日（光緒九年十二月二十四日）
◎論越南官売城（越南官の城を売るを論ず）

一八八四年二月二日（光緒十年一月初六日）

◎防刃贅言

○欽使會議（中朝欽使曾襲侯、昨ごろ法國外務大臣花理と東京の事を會議す）

○澳門近報（葡國、深く兵禍を恐る）

○法人調兵

○法増兵船（法、兵船を増す）

○法船彙述（法國の戦艦、已に四十艘あり）

一八八四年二月四日（光緒十年一月初八日）

○欽使直言（法人果して兵を進めて以て宣泰・北寧等の処を攻めれば、中国

必ず法人と絶好せん）

○法人密謀（法人、密かに謀る）

○法軍死傷紀実

●西報論中国事（西報、中国の事を論ず）（中朝必ず越南を法人に委ねるを

肯んぜず）

○越南近報（法使、已に順化に在りて衙署を建築す）

一八八四年二月五日（光緒十年一月初九日）

◎防守北寧議（北寧を防守するの議）

○譎計不行（譎計行われず）（法人、邇來、行事甚だ駭すべきに属す）

一八八四年二月六日（光緒十年一月初十日）

◎論靖寇宜懲貪去懦（寇を靖んずるには宜しく貪を懲らしめ懦を去るべきを論ず）

- 天津近報（中朝の意は仍お法人と決裂するを欲せず）
- 粵垣瑣錄（沙基の一事、中朝已に賠償を允す）
- 一八八四年二月七日（光緒十年一月十一日）
- ◎論海戰宜募私梟（海戰は宜しく私梟を募るべきを論ず）
- 法人專利（法人、利を専らにす）
- 海防郵報（海防に付近するの各処は、均しく賊匪あり）
- 一八八四年二月十一日（光緒十年一月十五日）
- ◎論辦理中外交涉事（中外交涉を辦理するの事を論ず）
- 快事快述（雲貴總督、劉永福と偕同し、法人と開仗す）
- 河内近報（現時、宣泰は甚だ平靜たり）
- 海防近報（法人、現に海防に在りて煤炭を貯積すること甚だ多し）
- 法船損壞
- 一八八四年二月二十五日（光緒十年一月二十九日）
- 東京近聞（法國將軍、親ら大軍を率いて河内より往く）
- 海防郵報（貿易場中、頗る冷淡を形す）
- 一八八四年二月二十七日（光緒十年二月初一日）
- 越南戰務近述
- 一八八四年二月二十九日（光緒十年二月初三日）
- ◎論北寧戰務当專用黑旗（北寧の戰務には当に専ら黑旗を用うべきを論ず）
- 華兵紀略
- 立言能持大体（立言は能く大体を持す）（採訪人、英國に在りて中朝欽使署中の隨員と会晤し、越南の事に談及す）
- 一八八四年三月六日（光緒十年二月初九日）
- 西報論時事（西報、時事を論ず）（法兵、現に已に尽く東京に集まりて仍

○お持重す
○法兵赴越（法兵、越に赴く）

一八八四年三月七日（光緒十年二月初十日）

○決計用兵（計を用兵に決す）（天津より運到せる西字信息に云う。中朝は現に法人強を待み虐を肆にし、欺陵太だ甚だしきを以て、之と疆場に従事せんと決意す、と）
○土匪滋乱述聞（土匪の初意は本、東京へ往きて以て法人を助けんと欲す）

一八八四年三月八日（光緒十年二月十一日）

○論靖内乱（内乱を靖んずるを論ず）

○法廷の志は必ず還するに在り
○謠言可惡（謠言、惡むべし）（三合会匪は新安県に在りて倡乱す）

一八八四年三月十日（光緒十年二月十三日）

○論中国購造戰艦（中国戰艦を購造するを論ず）

○粵垣近事（惠州の客民乱を作すの事、甚だ晰かなり）
○東京近報（法將軍、紅河の水張るを俟ちて以て進みて北寧を窺うと言ふ）

一八八四年三月十二日（光緒十年二月十五日）

○法人攻北寧信息（法人の北寧を攻めるの信息）

○言不足信（言、信ずるに足らず）（越南王、現に文書もて各省の總督に発交し、越南は已に法國を保護主と為し、復た中国の藩服と為らざるを知らしむるあり）

○禁封口岸（口岸を禁封す）（東京の広安口岸は二月十五日より起こして船艘の来往するを准さず）

一八八四年三月十四日（光緒十年二月十七日）

◎商務近論

- 一 八八四年三月十七日（光緒十年二月二十日）
○ 越南近耗（法兵の海東に在りて駐守する者、甚だ衆し）
- 一 八八四年三月十九日（光緒十年二月二十二日）
◎ 論禦敵（敵を禦ぐを論ず）
○ 北寧戰務述聞（北寧は已に中國の官軍の為に克復さる）
- 一 八八四年三月二十日（光緒十年二月二十三日）
◎ 論北寧軍報（北寧の軍報を論ず）
○ 福州郵報（福州の居民、謠言四起す）
● 字林報論中法事（字林報、中法の事を論ず）
- 一 八八四年三月二十二日（光緒十年二月二十五日）
◎ 論民團（民團を論ず）
○ 調停越事（越事を調停す）（美邦、中法と越南の事を調処するを願い出づ）
- 一 八八四年三月二十四日（光緒十年二月二十七日）
◎ 答客問（客の問に答う）（越南は中國の藩服たるに、今法人の侵占を被りたれば、自ずから勢力を度りて救うべし）
○ 海防郵報（小火船は遂に海賊の得る所と為る）
- 一 八八四年三月二十五日（光緒十年二月二十八日）
○ 近聞彙述（北寧は已に失わる）
○ 河内郵報（法提督、示を出す）
○ 台湾有備（台湾は備あり）
- 一 八八四年三月二十八日（光緒十年三月初二日）
○ 中法近事述聞（中國の軍兵、大いに法人を敗り、已に宣泰及び北寧を將て次第に修復す）
○ 法軍覆敗確耗（法軍覆敗するの確耗）

- 一八八四年三月二十九日（光緒十年三月初三日）
 - ◎ 禦法管見（法を禦ぐの管見）
 - 法兵赴越（法兵、越に赴く）
- 一八八四年三月三十一日（光緒十年三月初五日）
 - 北寧確耗（北寧の役、実は中国の防軍、大いに法人を敗るなり）
 - 勝法電音（法に勝つの電音）
 - 劉提督戰書
- 一八八四年四月一日（光緒十年三月初六日）
 - ◎ 論劉提督募苗禦敵（劉提督の苗を募りて敵を禦ぐを論ず）
 - 台湾郵音（官員、防務を籌弁するに急なり）
 - 調兵禦敵（調兵して敵を禦ぐ）
- 一八八四年四月二日（光緒十年三月初七日）
 - ◎ 論法人窮兵（法人兵に窮するを論ず）
 - 教民被戮（教民、戮を被る）（越南の武員、教民を擒拿す）
 - 河内近事統聞（法船、駛して北寧に赴く）
 - 海防近報（法人、利ならず）
- 一八八四年四月四日（光緒十年三月初九日）
 - 析津郵音（李傅相、外國より借貸せんと欲す）
 - 聊備一説（聊か備わるの一説）（法國の提督、已に北寧に回る）
- 一八八四年四月五日（光緒十年三月初十日）
 - 載兵防守（兵を載せて防守す）（二輪船、天津より軍兵を載有し、甚だ多く、沿海の各島に往きて駐紮し、以て防守に資せしむ）
 - 數たる
- 一八八四年四月七日（光緒十年三月十二日）

○中国戦勝統聞
○法国郵音(法国、新たに砲船を建り、越南の法軍に交与す)
○西貢郵音(法国提督、朗松を探索す)

一八八四年四月八日(光緒十年三月十三日)
○論禦敵与剿賊不同(敵を禦ぐと賊を剿するとは同じからざるを論ず)
○法国近報(法国の外務大臣、越南和約を將て妥く商改を為すを允す)
○軍兵壊散(粵西、防軍は何故なるやを知らざるも、紛紛として壊散す)

一八八四年四月九日(光緒十年三月十四日)
○論防軍退守諒山(防軍退きて諒山を守るを論ず)
○東京近報(法国將軍、已に海東に回る)
○教民被戮(教民、戮を被る)
○上海近報(中朝、將に法人と和を議せんとす)

一八八四年四月十日(光緒十年三月十五日)
○論兵壊(兵壊するを論ず)
○詭計難成(詭計成り難し)(法軍、北寧に進攻するの時、計謀を設有し、
中国の防軍を將て首尾截撃し、以て勝仗を全獲せんと期す)

一八八四年四月十二日(光緒十年三月十七日)
○倫敦郵音(東京の事に困り、未だ鴉片税釐条約を商議せず)

一八八四年四月十九日(光緒十年三月二十四日)
○論中国民心大可用(中国の民心は大いに用うべきを論ず)
○法人大言(法軍、將に中国の口岸を攻奪せんとす)

一八八四年四月二十三日(光緒十年三月二十八日)
○擬杜牧罪言一(杜牧の罪言に擬するの一)
○興化失守統聞(興化守を失うの統聞)

○教人被戮（教人、戮を被る）
○西報、辯訛（西報、訛を辯ず）（法人、葡と約を立て、粵垣を窺伺するの一事は、訛傳に属す）

一八八四年四月二十四日（光緒十年三月二十九日）

○擬杜牧罪言二（杜牧の罪言に擬するの二）

○天津近報（御史六人、具疏して李伯相を劾す）

○厦門近報（近ごろ忽ち傳う。法人、或は金陵を攻め、或は天津を窺う、と）

○軍裝北上（中国の官憲、現に皆陸續として軍裝を運載し、各処に分派し、

地方を防守す）
○遣兵駐防（兵を遣して駐防せしむ）

一八八四年四月二十五日（光緒十年四月初一日）

○擬杜牧罪言三（杜牧の罪言に擬するの三）

○軍功請獎（軍功もて獎を請う）

○法員回國（法員、國に回る）

○華船到英（華船、英に到る）

○法國近報（法國の軍船、東京に前赴す）
○天津近報（衆口辭を同じくし、甚だ憤激を形す）

一八八四年四月二十六日（光緒十年四月初二日）

○擬杜牧罪言四（杜牧の罪言に擬するの四）

○越南現無消（越南、現に消なし）

一八八四年四月二十八日（光緒十年四月初四日）

○擬杜牧罪言五（杜牧の罪言に擬するの五）

○京都近耗（李伯相、上諭を奉じて海防の事宜を籌弁す）
○法人侍横（法人、横を侍む）（法人、台に在るの華人と甚だ齟齬を形す）

一八八四年五月一日（光緒十年四月初七日）

◎擬杜牧罪言六（杜牧の罪言に擬するの六）
○鎮江近報（中法の東京の役に因り、商賈前まず）
○天津近報（李伯相、輸款を以て和を求むるは、国を辱しむること実に甚だし）

一八八四年五月五日（光緒十年四月十一日）

○上海近報（滋事の徒、謠言を造作す）
○電音（欽使の李君丹崖、現に法國に調往するの耗あり）

一八八四年五月九日（光緒十年四月十五日）

○法人函越有壞商務（法人、越を函りて商務を壞するあり）

一八八四年五月十七日（光緒十年四月二十三日）

○中法和議統聞
○福州郵報（法人已に福州に到り、形勢を探悉す）

○汕頭近報（募りて新兵あり、日夕操練す）

○議和確耗

一八八四年五月二十一日（光緒十年四月二十七日）

○電傳和約（電、和約を傳う）

○東京近報（法兵、昼夜巡邏す）

○法國近報（法廷、巴那達を派して中國に前赴せしむ）

一八八四年五月二十二日（光緒十年四月二十八日）

○立約統聞（李伯相、法國全權大臣と和約を將て簽押す）

○電傳和耗（電、和耗を傳う）

○武備不敢廢弛（武備は敢えて廢弛せず）

○越南戰務補述

一八八四年五月二十六日（光緒十年五月初二日）

○津門郵音（主戦の諸臣、仍お不平あり）

一八八四年六月十一日（光緒十年五月十八日）

○汕頭近報（皆憤激して戦わんと欲するの心あり）

○軍兵赴間（軍兵、間に赴く）

○越事可慨（越事、慨すべし）（法国、昨ごろ專定の越南の条約を以て、
して越王に示すに、越王己に奈んともするなく、俯首聽命するのみ）
持

一八八四年六月二十日（光緒十年五月二十七日）

●法越交兵記序

○法兵離越（法兵、越を離る）

○法使行踪（十九日、已に行きて海防に抵る）

○老成謀國（老成國を謀る）（各砲台は均しく須らく修築すべし）

一八八四年六月二十一日（光緒十年五月二十八日）

○越南近事（新訂の和約に、法国の新公使及び越王、画押す）

○軍船赴越（軍船、越に赴く）

一八八四年六月二十五日（光緒十年閏五月初三日）

○海防近聞（法人、東京地方に於て、税餉を徴収す）

一八八四年六月二十六日（光緒十年閏五月初四日）

○和約有成（和約、成るあり）

○有備無患（備あれば患なし）（内地の諸省は陸統として兵勇を召募す）

一八八四年六月三十日（光緒十年閏五月初八日）

○都察院各道御史會議和局奏稿（都察院の各道の御史、和局の奏稿を會議す）

○電音（華兵四千、法兵七百を攻撃す）

○中法近聞（中法の兩軍、蘭桑に在りて交兵す）

一 八八四年七月七日（光緒十年閏五月十五日）

● 照錄甲申年二月二十日王方伯上左侯相稟（甲申の年二月二十日王方伯の左

○ 侯相に上るの稟を照錄す）
○ 普天同憤（普天、憤りを同じくす）（法の兵頭、顯に和約に違いて我を攻む）

一 八八四年七月八日（光緒十年閏五月十六日）

◎ 芻言（惟だ査するに、法蘭西は巴黎より越南に至り、師を勞し餉を糜し、矢つて回らざらんと志す）

○ 電音（中朝の欽使、法國の外務大臣と会晤す）
○ 上海近報（中朝、撤退の意なし）
○ 華兵來粵（華兵、粵に來る）

一 八八四年七月九日（光緒十年閏五月十七日）

◎ 統芻言（竊に以為えらく、近今の時局は昔とは迥に殊る。道路の逕伝は瞬息に千里す）

● 西報論法事（西報、法事を論ず）（諒山の役、咎は中朝に在り）
○ 東京近聞（法軍の敗耗に、人民甚だ鼓噪を為す）

一 八八四年七月十一日（光緒十年閏五月十九日）

◎ 統芻言（今日、法人を攻めんと欲すれば、砲火の強陣は宜しく散列して方

○ 東京近聞（法人の欺詐掩飾を見るべし）
○ 金陵近聞（曾爵帥、砲台を建築す）
○ 風声鶴唳

一 八八四年七月十五日（光緒十年閏五月二十三日）

◎ 統芻言（海防の經費、たとえ借を議し捐を議するも、また數たる幾んどなきに屬す）

一八八四年七月十七日（光緒十年閏五月二十五日）

●前任督憲曾大人撫憲裕大人奏稿（前任の督憲曾大人・撫憲裕大人の奏稿）

○法人巨測（法人、測り直し）

○決書已至（決書已に至る）

○思患預防（患を思いて預め防ぐ）

○開兵述聞（法兵、華人を驅逐するに急にして以て騷擾を致す）

○析津要電（赫德、匡勅員と晤談す、大約中法の事たり）

一八八四年七月十八日（光緒十年閏五月二十六日）

●統録前稿（前稿を統録す）

○福州近聞（中朝、兵勇を増遣し、槍炮を操演せしむ）

○東京近聞（華商の登岸するを准さず、市面減色す）

一八八四年七月二十一日（光緒十年閏五月二十九日）

◎統芻言（慎しみて根本を固む）

○上海電音（法人、決書を將て再び限を寬む）

○法兵難移（法兵、移し難し）

○福州近聞（華官、海防を籌弁し、兵勇を訓練す）

○伝聞未確（伝聞、未だ確かならず）

一八八四年七月二十四日（光緒十年六月初三日）

○西人論事（西人、事を論ず）（法人の議に聽従し軍餉を賄するを允すべし）

○西人助西（西人は西を助く）（西人の一書、語は法を揚げて華を抑う）

○時事日亟（時事日に亟かなり）（法國、兵費を償するを索む）

○通州電報（中朝、所有る兵費を償するを索むるの挙は礙ありて照行し難し）

○告知す

○法執其咎（法、その咎を執る）（日来、中西の各人は諒山の役に於て、

断断として聚訟す。西人は以て曲は華に在りと為し、華人は以て曲は法に

在りと為す）

一八八四年七月二十六日（光緒十年六月初五日）

●論中法戰機（錄滬報）（中法の戰機を論ず）

○福州近聞（福州の事勢は更に急切なるを覚ゆ）

○羊城近聞（人心を鼓噪し、之をして西人を殺戮せしむ）

一八八四年七月三十日（光緒十年六月初九日）

●劉軍述略

○鎮江近聞（兵勇、陸續として至る）

○天津要電（中國の用うる所の西人は皆已に辭職す）

○福州電音（福州は業に已に口を封ず）

○上海電音（法國の索むる所の賠款は共に二百五十萬枚仏蘭士なり）

○思患預防（患を思いて預め防ぐ）

一八八四年八月七日（光緒十年六月十一日）

○東京近聞（諒山の役、真に確かなり）

一八八四年八月八日（光緒十年六月十八日）

○民之訛言（福州は現に法人と開仗す）

●老成深識（老成、深く識る）（彭雪琴の何小宋に致すの一書）

一八八四年八月十二日（光緒十年六月二十二日）

●總署照會各公使公文照錄（總署の各公使に照會するの公文の照錄）

○越事新信（興化の法兵、連戰利せず）

●聖旨恭錄（聖旨を恭錄す）

○勁節可風（勁節風すべし）（張幼帥、法提督に謂いて云う。如し戦わんと欲すれば戦後に相見えんことを請う、と）

一八八四年八月十三日（光緒十年六月二十三日）

○恭邸謀疏（恭邸の謀は疏なり）

●西報論戰事（錄滬報）（西報、戰事を論ず）

○法人狡計
○樞廷密議（大都、戦を以て是と為す者多きに居る）
○上海郵音（広東、雲南の東京に駐するの華兵、現に中国に撤回す）

一八八四年八月十四日（光緒十年六月二十四日）

◎論中国此機会不可不戦（中国は此の時の機会に戦わざるべからざるを論ず）
○査閲水師（水師を査閲す）

一八八四年八月十五日（光緒十年六月二十五日）

◎主客叢言（今日の謀謨、偶々狼貪を誤る）
○法軍敗耗
○海口近聞（越王弑され、已に計海口に至る）
○東京近耗（粵の華兵、東京に進攻す）
○津門近事（中国の義士、出して掲帖あり、匪徒に暫時帰順して以て法人を拒ばまんことを勧むるあり）
○議和電音

一八八四年八月十六日（光緒十年六月二十六日）

○沙局近聞（局内和せずして以て辦理協わざるを致す）
○海防近聞（華越人、扶良鎮を攻撃す）
○基隆統聞（法国の戦船、基隆に到る）
○淡水近聞（華兵、淡水の河口に在りて多く水雷砲を置く）
○汕頭近聞（福州、已に法人の拠る所と為る）
○厦門郵音（英、美、朝廷、中朝に代わりて銀を出して以て償せんことを願う）

一八八四年八月十八日（光緒十年六月二十八日）

○基隆確耗（法船、基隆を攻打す）
○決戦電音
○基隆統聞（基隆砲台、尽く毀壞を行う）

○福州近聞（法國の戰船、阨要の処に泊す）
○羊城防務

一八八四年八月十九日（光緒十年六月二十九日）

◎論不戰必不能和（戰わざれば必ず和する能わざるを論ず）

○義憤同深（義憤同に深くす）

○局外公評（諒山の役、事は倉卒に起こる）

○中国索餉（中国は餉を索む）

○上海電音（戰を決意す）

○中法近聞（中国は已に開仗を明言して法人を攻む）

○福州近聞（法人、羅星塔の軍装局を攻む）

○如見其人（その人を見る如し）（劉永福は中国の義民たり）

一八八四年八月二十二日（光緒十年七月初二日）

◎論漢奸当誅（漢奸は当に誅すべきを論ず）

○鄉人罵敵（鄉人、敵を罵る）

○中法近聞（法人、陰に詭計を行わんと欲す）

○思決一戰（一戰を決せんと思ふ）

○粵垣近事（兵勇を招募して以て防守に資す）

一八八四年八月二十三日（光緒十年七月初三日）

○海防近耗（法の兵餉匱しきを告ぐ）

○福州郵音（華商の店戸、懋遷を停止す）

○中法近聞（中法二軍、皆預め戰に備う）

一八八四年八月二十五日（光緒十年七月初五日）

◎論中朝勝法情形（中朝の法に勝つの情形を論ず）

○東京近聞（法軍、往きて諒山に擲る）

○法員述諒山事（法員、諒山の事を述ぶ）

○法人調兵

○法軍敗耗

一八八四年八月二十六日（光緒十年七月初六日）

○基隆戰事統閩（基隆、六月の初旬に於て、先に法の兵船あり）

○傍觀憤激

○台防得人（台防に人を得る）

○驅法伝閩（法を驅うの伝聞）

○汕頭近閩（防守を嚴にす）

○廈門近閩（廈門の土人、尚お紛紛として遷徙す）

一八八四年八月二十七日（光緒十年七月初七日）

◎論軍情電音難得確実（軍情の電音は確実を得ること難きを論ず）

●照錄越南三宣提督義良男劉淵亭覆鄉友書（越南三宣提督義良男劉淵亭

○爵帥の郷友に覆するの書を照錄す）

○法人敗信（法人敗るの信）

○華人好義（華人、義を好む）（各処に籌捐す）

○忠義憤発

○廈門近閩（華人多く内地に遷入して以て兵火を避く）

○封禁口岸統閩（口岸を封禁するの統閩）

○馬江形勢

一八八四年八月二十九日（光緒十年七月初九日）

◎義團贅言（諒山の役、基隆の事、法人竟に甘んじて戎首と為る）

○粵垣近閩（生息銀号、未だ収ありて放なきを免れず）

○遷居罹禍（居を遷して禍に罹る）

○海防加嚴（海防は嚴を加う）

一八八四年八月三十日（光緒十年七月初十日）

○福電彙訊（羅星塔の外、法人砲を用いて轟撃す）

○閩戰統電（法竟に我が不意に出て、先に開砲を行う）

- 雲間防密
- 別有見地（別に見地あり）
- 福州電音（閩河の所有る砲台は、現に經に法人轟毀す）
- 中國捷音
- 欽使離法（欽使、法を離る）
- 法人出境（法人、境を出る）

一八八四年九月一日（光緒十年七月十二日）

- 京電已通（京電、已に通ず）
- 越南近聞（越人、法官を延請して之が為に王を立てたり）
- 法不攻滬（法、滬を攻めず）
- 台湾近聞（六月二十一、白晝、大砲台を駐守するの兵、忽ち海中に火あるを見る）
- 害及牲口（害は牲口に及ぶ）
- 袖手旁觀

一八八四年九月二日（光緒十年七月十三日）

- 芻蕘末議（嗚呼、中法の禍は今日に至りて亟れり）
- 電音彙錄（西人多く法人を怨む）
- 軍政一新
- 法人叵測（法人、測り叵し）（法國の戦船、福州を攻めるの後より、絶えて消息なし）
- 法人収怨（法人、怨を収む）

一八八四年九月四日（光緒十年七月十五日）

- 西友述福戰（西友、福戰を述ぶ）（初三の下午一点五十分鐘の時、中法兩國の兵船、羅星塔に大戦す）
- 再述福戰（福戰を再述す）
- 三述福戰（福戰を三述す）
- 憲示照登（憲示を照登す）（此の次、法國貪横無理にして、先に兵戈を啓

く。薄海の臣民、同に義憤を深くす。

一八八四年九月五日（光緒十年七月十六日）

○間戦統述

○教人殆哉（教人殆うきかな）（各処の人民、俱に鼓噪を極む）

○海口近聞（海南の人民、愈々憤激を形す）

○法船受傷（法船、傷を受く）（華人、港憲に法船の澳に入るを准さざらん

ことを稟請す）

●照録法官示語（法官の示語を照録す）

○資敵可惡（敵に資するは惡むべし）

一八八四年九月六日（光緒十年七月十七日）

●総署照会華文原稿（総署の照会せる華文の原稿）

○福州近聞（法人、開仗して福州を攻む）

○戰事統聞（船沈むこと甚だ多し）

○厦門電音（法國の戦船、駛して基隆に往く）

一八八四年九月八日（光緒十年七月十九日）

◎論粵民遷徙之非（粵民遷徙するの非を論ず）

○上海電音（中朝已に開仗を明言す）

○兒女英雄（二盜と交撃す）

一八八四年九月九日（光緒十年七月二十日）

◎微員偉論（如し能く情面を破除し破格に人を用うれば、敵愾同仇し難から

ず）

○粵垣近事（居民、風声鶴唳し、寢饋安からず）

○捷報先声

一八八四年九月十一日（光緒十年七月二十二日）

○軍務密電（法人遣使して台湾を割かんことを要求す）

○東京捷音（雲南の岑彦卿官保、兵を領して関を出で、劉淵亭軍門と会同し、東京を克復するの後、即ちに河内等の城に至る）

○義債同盟
○失機可惜（機を失うは惜しむべし）
○思患預防（患を思いて預め防ぐ）

一八八四年九月十二日（光緒十年七月二十三日）

○基隆戰事詳述
●抄錄廣東雷瓊道王灼棠觀察勸兵歌（廣東雷瓊道王灼棠觀察の兵に勸むるの歌を抄録す）

一八八四年九月十三日（光緒十年七月二十四日）

○論台灣近事（台灣の近事を論ず）
○倫敦電音（法廷、中國と開仗すると明言す）
○広籍戰艦（広く戰艦を籌る）
○烟台防務

一八八四年九月十六日（光緒十年七月二十七日）

○裕民食以資敵愾說（民食を裕かにして以て敵愾に資するの說）
●論外埠華民示（外埠の華民に諭するの示）
●禁毀教堂示（教堂を毀つを禁ずるの示）

○台灣近聞（法國の戰船は基隆灣に在りて泊す）
○勢窮力蹙（勢窮まり力蹙まる）

一八八四年九月十七日（光緒十年七月二十八日）

●照錄北洋大臣李致總署函（北洋大臣李の總署に致すの函を照録す）
○窺破狡計（狡計を窺破す）（法人の華に在るの財産物は業に均しく俄人に請いて保護せしむ云々）
○間中近聞（法國の砲船は已に閩江に退出す）

- 一 八八四年九月十九日（光緒十年八月初一日）
 ●彙錄總署致法公使照會（總署の法公使に致すの照會を彙錄す）
- 盜賊滋熾（盜賊滋々熾ん）
- 福州近聞（法船、北に向いて去る）
- 忠憤可嘉（忠憤、嘉すべし）（微物も且に肯えて敵人に售与せず）
- 白門秋信（法船、回りにて東京を救う）
- 一 八八四年九月二十日（光緒十年八月初二日）
 ◎練水師以制強敵說（水師を練して以て強敵を制するの說）
- 民心憤激（華人、敵船を以て肯えて代わりて修葺を為さず）
- 深知大義（深く大義を知る）（法人、重価を以て工を招くも一として往く者なし）
- 台北近聞（法人、我が師と小戦す）
- 伝聞大謬（伝聞、大いに謬る）
- 海賊猖獗（越人、上には臥薪嘗胆の君なく、下には同仇敵愾の民なし）
- 一 八八四年九月二十二日（光緒十年八月初四日）
 ○台湾近事（法の兵官、劉帥に拜会し、申ねて割地の一事を言う）
- 法人増兵（法人、兵を増す）
- 深嫉法人（深く法人を嫉む）（新嘉坡の華人、法人を憎嫉す）
- 預拒法人（預め法人を拒む）
- 法船赴越（法船、越に赴く）
- 一 八八四年九月二十三日（光緒十年八月初五日）
 ○福州近事（法人兵少なく、糧乏しく、岌岌たるの勢いあり）
- 東京開仗
- 一 八八四年九月二十五日（光緒十年八月初七日）
 ◎論中國有可恃之民心（中國は恃むべきの民心あるを論ず）
- 神戶近報（朝鮮に駐るの華兵、城を離る）

一八八四年九月二十七日（光緒十年八月初九日）

○忠勇可嘉（忠勇、嘉すべし）

○辭意真摯（法國の謝署使、辭意倍ます真摯たり）

○間電不突（間電突ならず）

○淞事紀要（蘇松大道、法船の進口するを恐れ、填塞の舉を為さんと欲す）

一八八四年九月二十九日（光緒十年八月十一日）

○閩戰奏摺

○防務盡言（申報に謂う。吳淞口の台砲を守るの勇は日夕輪守して敢えて稍も憚るなければ防範嚴と謂うべし、と。該勇、乃ち従りて之を輕侮するは独り何ぞや）

一八八四年九月三十日（光緒十年八月十二日）

●照錄法使威脅越南所訂約（法使の越南を威脅して訂する所の約を照錄す）

●堵口照會（口を堵すの照會）

●查船照會（船を查するの照會）

○寧郡市面（中法の釐生じ、市面大いに壞る）

○塞口述事（口を塞さんとして事を述ぶ）

○開捐実信（捐を開くの実信）

一八八四年十月三日（光緒十年八月十五日）

●照錄光緒十年閏五月初七日（光緒十年閏五月初七日）

○法都近聞（中國、法人の請う所を允さず、法人兵を発して雲南に入る）

○德國近聞（福州及び台湾を擲占するの説は法廷よりするには非らず）

一八八四年十月七日（光緒十年八月十九日）

●照錄光緒十年閏五月十二日（光緒十年閏五月十二日）

○二日總理衙門より法國の署公使に給するの照會を照錄す（光緒十年閏五月十

○八間長城へ選録滬報へ左侯相、柱石を隆んにするを望む
 ○基隆要聞へ法蘭西の勁旅、登岸して占拠す
 ○法人妄言へ將に往きて海南島を奪わんとす
 ○法報妄談へ法人、台湾を將て日本に賄せんとす

一八八四年十月八日へ光緒十年八月二十日へ

●来書照登へ澎湖・舟山・沖繩を奪占せんとす
 ○淡水要聞へ法兵、已に淡水を奪占す
 ○人心安静へ挑夫もまた法人の役使と為るを肯んぜず
 ●總理衙門給法國署公使照會へ總理衙門より法國の署公使に給するの照會へ

一八八四年十月九日へ光緒十年八月二十一日へ

●照錄光緒十年閏五月十八日總理衙門給法國署公使照會へ光緒十年閏五月十日
 ○八日總理衙門より法國の署公使に給するの照會を照録す
 ○敵愾同仇へ法人、煤を購うこと甚だ急なるも、華人また敵人に售与するを肯んぜず
 ○北海近聞へ法船を毀し及び法兵を殺すの賞格
 ○東京近聞へ現にまた黒旗の出没するあり

一八八四年十月十四日へ光緒十年八月二十六日へ

●照訳閏五月初六日法國署公使致總理衙門照會へ閏五月初六日法國の署公使より總理衙門に致すの照會を照訳す
 ○海防來信へ法人、太原鎮に駐紮す
 ○狡謀叵測へ狡謀測り叵しへ閩友の來信に云う。閩省の口岸、五虎は實に天險たり。近ごろ法船彼に在りて深淺を測量す
 ○黒夜移營へ黒夜に營を移す
 ●海防七策へ新安憂天人謹獻
 ○台北要聞へ法人、基隆の淡水を攻む

一八八四年十月十五日へ光緒十年八月二十七日へ

◎論法人有思和之意（法人和を思うの意あるを論ず）

○淡水捷音

○淡水近聞（砲台一座、已に法人の毀す所と為る）

○馬尾陣亡人数

●照訊閩五月初九日法國署公使第二次致總理衙門照會（閩五月初九日法國の署公使より第二次の總理衙門に致すの照會を照訊す）

一 八八四年十月十六日（光緒十年八月二十八日）

●照錄光緒六年劉省三爵帥銘傳請開鐵道疏（光緒六年劉省三爵帥銘傳の鐵道

を開くを請うの疏を照錄す）

○一門忠孝（馬江の役に福星兵船驚を受く。陳君貽萬、戰に臨みて殉難す）
○承辦可惡（承辦惡むべし）（承辦人は専ら私囊を飽して大局を顧るなし）

一 八八四年十月二十四日（光緒十年九月初六日）

◎論粵垣近日民心靜謐（粵垣は近日民心靜謐なるを論ず）

○越南戰傳（中法兩軍、交戰す）

○廈門電音（法人、氣喪い胆裂く）

一 八八四年十一月一日（光緒十年九月十四日）

◎論法人封禁台灣口岸之非（法人台灣の口岸を封禁するの非を論ず）

○台北近聞（法人現に三貂嶺を占有す）

○勇躍捐餉（大阪等の処、現に華商の軍餉を勸捐するあり）

一 八八四年十一月三日（光緒十年九月十六日）

●西報論法弁軍報（西報に法の軍報を弁ずるを論ず）

○議設醫局（醫局を設くるを議す）（中外合して一家と為す）

○港事瑣錄（街中の挑夫糾衆して法公司の貨を阻止す）

○名論不刊（名論刊せず）（法人無端にして越南を寇す）

一 八八四年十一月四日（光緒十年九月十七日）

- ◎ 禦法條陳（法を禦ぐの條陳）
- 捷音詳述（法人の砲台を轟毀す）
- 台湾近聞（法船一艘、駛して至る）
- 台軍望援（台軍、援を望む）
- 和議伝聞

- 一 八八四年十一月十二日（光緒十年九月二十五日）
- ◎ 論法人始終無悔悟之心（法人は始終悔悟の心なきを論ず）
- 閩瑣言（軍容の盛んなること、従前に数倍す）
- 法船赴越（法船、越に赴く）

- 一 八八四年十一月十四日（光緒十年九月二十七日）
- ◎ 今日亟宜選舉將材論（今日亟かに宜しく將材を選舉すべきの論）
- 法電彙錄（中法の事、大言炎炎たり）

- 一 八八四年十一月十八日（光緒十年十月初一日）
- ◎ 九月十四日閩人上楊制軍公稟（九月十四日閩人の楊制軍に上るの公稟）
- 和議紀伝（李鴻章、禄位を保つを図り、急ぎ之と訂盟せんと欲す）
- 會議記聞（和局言うなかれ）
- 和局言（和局言うなかれ）
- 法書訳録（法人の書を駁す）
- ◎ 駁法人書（法人の書を駁す）

- 一 八八四年十一月十九日（光緒十年十月初二日）
- 曉諭順逆示（順逆を曉諭するの示）
- 日船抵厦（日船、厦に抵る）（中法の戦務未だ止息の期あらず）
- 西貢近事（法將の募る所の越南の兵勇は皆怨心あり）
- 援台近聞（中国の巡船、銀兩を載せて前往して台を援く）
- 析津郵音（法事孔だ亟なり）
- 西報照訳（法国調兵して遣発し華に来る）

○閩垣近事（現に閩江の各砲台の修建甚だ速し）

一八八四年十一月二十日（光緒十年十月初三日）

●日本報述中法事（日本報、中法の事を述ぶ）（法相、陸軍卿と意見合せず）
○漢奸可惡（漢奸、惡むべし）
○法人取怨（法人、怨を取る）

一八八四年十一月二十一日（光緒十年十月初四日）

○今日宜亟圖富強論（今日宜しく亟に富強を図るべきの論）
○瓊防鞏固
○不為法役（法の為に役せず）（補炉の工役は肯えて該船の為に役を為さず）

一八八四年十一月二十四日（光緒十年十月初七日）

○問答訳述（友人曰く、もし法人割地の為に起見するに非ざれば、俄國何事かまた与に同盟せん）
○捷音喜録（捷音を喜び録す）（華兵、大いに勝仗を獲て、法の兵艦兩艘を奪う）
○法人要挾

一八八四年十一月二十六日（光緒十年十月初九日）

○戰守宜相輔而行說（戰守は宜しく相輔けて行うの説）
○天津電音（中法議和の事、已に成議なし）
○台湾近聞（南北洋の戰船、会合して台を援く）

一八八四年十一月二十八日（光緒十年十月十一日）

○論西人助順（西人は順を助くるを論ず）
○嚴飭援台（嚴に飭して台を援けしむ）
○相國進京（相國、京に進む）

一八八四年十一月二十九日（光緒十年十月十二日）

◎平法寇以靖辺疆説（法寇を平げて以て辺疆を靖んずるの説）

○兵勇到台（兵勇、台に到る）

○巡船被拘続聞（巡船拘わるるの続聞）

○法敗余聞

○法人増兵

○法因近事（東京に駐するの法將、須らく兵二萬名を遣して以て華軍を拒む

べしと謂う）

○大言不慚（大言慚じず）

一八八四年十二月二日（光緒十年十月十五日）

●奇士上書（日本の東京に一奇士あり、近ごろ中法和を失いて以て戰に至

るを聞き、覚えず悼嘆して已むなし）

○救台続聞（台を救うの続聞）（台防は仍お喫緊を形す）

○法軍信息（法兵は動かす）

○英京電音（法國已に國帑より軍餉を撥するを允准す）

○法人調兵

○東京近報（勝負の数は誠に將に在りて兵には在らず）

一八八四年十二月六日（光緒十年十月十九日）

◎北宋亡於和議論（北宋は和議に亡ぶの論）

○電線往台（電線台に往く）

○東京近聞（黒旗及び雲南の兵勇は法軍と盛戦す）

○厦事瑣録（法人、台湾を困困して久しきも志を得ざるに因り、議して將に

移して粵省を攻めんとす）

一八八四年十二月十日（光緒十年十月二十三日）

◎制敵要録（敵を制するの要録）

◎平論曲直（平かに曲直を論ず）

一八八四年十二月十一日（光緒十年十月二十四日）

- 論中国宜乘勝以剿滅敵人（中国は宜しく勝に乗じて以て敵人を剿滅すべきを論ず）
- 決疑定計（疑を決して計を定む）（茲に北辺の信息に接到したるに、日来の中法和を議するの事は、恐らくは画餅と成らんと云う）
- 報国忠忱（劉省三爵帥は安徽の合肥県に籍隸す。その官眷の金陵に喬寓する者あり。刻ごろ爵帥の台湾軍前より発回せるの書に接到するに、皆をしる者あり。速やかに原籍に回らしむ）
- 八四年十二月十二日（光緒十年十月二十五日）
- 擬討法蘭西檄文（擬して法蘭西を討たんとするの檄文）
- 大張撻伐（大いに撻伐を張る）
- 勁旅援台（勁旅もて台を援く）
- 民兵良法（長城に付近するの各府県の地方官、屬民に論筋して三丁に一を抽り、訓練して軍と成し、以て要害を守らしむ。民皆同仇敵愾す）
- 焚毀民居（民居を焚毀す）（基隆を占するの法人、大いに凶毒を肆にす）
- 八四年十二月十五日（光緒十年十月二十八日）
- 生還記（録申報）（馬江の戦、華兵虜を被る者は計るに十八人）
- 左相抵閩（左相、閩に抵る）
- 勝法要電（法に勝つての要電）（劉永福、三岐江に在りて法軍と開戦し、大勝を獲る）
- 法使求和（法使、和を求む）
- 八四年十二月十八日（光緒十年十一月初二日）
- 法兵赴越（法兵、越に赴く）
- 欲解兵端（兵端を解かんと欲す）（京に駐するの各國公使、現に経に総理衙門に函告す）
- 自知之明（自ら之を知るは明かなり）（馬江の役に、華人は同仇敵愾す）
- 窺破陰謀（陰謀を窺破す）
- 官軍捷音

一八八四年十二月十九日（光緒十年十一月初三日）

●劉大中丞志略

○法人被困（法人困しめらる）
○法船到港（法船、港に到る）

一八八四年十二月二十日（光緒十年十一月初四日）

◎不可輕視機器說（機器を輕視すべからざるの説）

○法國電音（法國の議局、天津に在りて立つる所の和約に遵依して以て兵を

息めんことを期す）
○枉施詭計（詭計を枉施す）（法人の台湾口岸を困困するや、台湾の接濟を

一八八四年十二月二十三日（光緒十年十一月初七日）

○北京要電（岑彦卿保帥、劉淵亭軍門永福に督飭し、軍を合して法人を宣光

に困ましむ）

○華兵聲勢

○雄軍赴閩（雄軍、閩に赴く）
○開捐要電（捐を開くの要電）
○自形其醜（自ずからその醜を形す）

一八八四年十二月二十四日（光緒十年十一月初八日）

◎妄論可笑（妄論、笑うべし）
○華兵勝仗

○台灣近事（法軍、衰退す）
一八八四年十二月二十六日（光緒十年十一月初十日）

○法兵受創（法兵、創を受く）
一八八四年十二月二十七日（光緒十年十一月十一日）

- ◎ 論挽船援台為今日最好機會（船を挽して台を援くは今日最も好き機会たるを論ず）
- 基隆戰耗（中法は基隆に在りて開仗し、兩軍の死傷は甚だ衆し）
- 西報論戰事（西報、戰事を論ず）（戰書未だ下さずして砲火先に施す）
- 台事彙述（法人、陸路より往きて淡水を攻む）
- 一 八八四年十二月二十九日（光緒十年十一月十三日）
- 八八四年十二月二十九日（劉軍門、間道より進みて宣光を取る）
- 一 八八五年一月二日（光緒十年十一月十七日）
- 法員論東京事（法員、東京の事を論ず）
- 厦事瑣談（前ごろ、法人約に背きて閩河を類伺す。粵省の大員、土勇を召募し、往きて援助を為さしむ）
- 問民疾苦（民に疾苦を問う）
- 一 八八五年一月三日（光緒十年十一月十八日）
- ◎ 論粵人急公好義（粵人公に急にして義を好むを論ず）
- 英報照訳（法國は抵東京を整頓してその權力を拡大せんと欲す）
- 一 八八五年一月五日（光緒十年十一月二十日）
- 守口芻言（口を守るの芻言）
- 津電訳要（中朝、已に兵五百を添じ運びて台湾に抵らしむ）
- 台北軍情（法帥、船上に住し、常に海面を往来す）
- 左侯偉略
- 一 八八五年一月六日（光緒十年十一月二十一日）
- 統録守口芻言（口を守るの芻言を統録す）
- 會議時事（時事を會議す）（西曆前月二十一日、英國下議院、門を闢きて聚會す）
- 法人可笑（法人笑うべし）

○福州近聞（中國の戰船、今に至るまで未だ踪跡を見ず）

一八八五年一月七日（光緒十年十一月二十二日）

●三錄守口芻言（三たび口を守るの芻言を録す）

○津門郵音（是の処の法國領事衙は、現に守護甚だ固し）

○援越近聞（近ごろ聞くに、鮑春霆爵帥、已に師を統べて関を出て、以て全越を恢復す、と）

一八八五年一月十二日（光緒十年十一月二十七日）

○封禁口岸告示（口岸を封禁するの告示）

○東京瑣錄（華兵三萬、直ちに越南に入るあり）

○法電訳録（法軍、新兵の到奔するを俟ちて再び干戈を以て相い見ゆるを行

わんとす）

○関外捷音（法國の租倫運船、二十一日に於て基隆に抵る）

○台湾近聞（前月某日、岑王兩軍、法人と宣光に戦う）

一八八五年一月十三日（光緒十年十一月二十八日）

○東京軍信（法兵、忽ち華兵に囲まる）

○洞悉陰謀（録申報）（陰謀を洞悉す）

○戰船近聞（法船二艘、日前兵勇の法租界に在りて事を滋くするを聞き、遂

に駛して吳淞付近の地に至る）

○議和近聞（中法二国、已に欧州に在りて和を議す）

○窮兵不已（兵に窮すること已まざ）

一八八五年一月十六日（光緒十年十二月初一日）

○法為怨府（法は怨府と為る）

一八八五年一月二十一日（光緒十年十二月初六日）

◎書本報昨録津電法人議和後（本報昨ごろ録したる津電の法人和を議すの後

○ 草木皆兵
に書す

一 八八五年一月二十六日（光緒十年十二月十一日）

● 法語之言（申報、西貢の法字報の登有せる一論を載せたるに、大略、中法の事は近日更に棘手を形すと言う）

○ 基隆戦耗（某日、法人兵五旗を以て往きて基隆に付近するの華人の砲台を攻む）

○ 法帥辞任

○ 海防軍信（法人、東京に之くや、必ず將に大挙するあらん）
○ 捷音屢至（捷音、屢々至る）

一 八八五年一月二十八日（光緒十年十二月十三日）

○ 能戦而後可和論（能く戦いて後和すべきの論）

○ 匪言勿言（言う匪れ言う勿れ）（聞くに、某西人、法國と中國は兵を構うるも並えて本心より出るに非らずと言うあり）
○ 事將有成（事、將に成あらんとす）

一 八八五年一月二十九日（光緒十年十二月十四日）

○ 接続能戦而後可和論（能く戦いて後和すべきの論を接続す）

一 八八五年一月三十日（光緒十年十二月十五日）

○ 撥船援台不宜再遲説（船を撥して台を援くは宜しく再び遅るべからざるの説）
○ 援台近聞（吳軍門の部下を將て前往して救援せしむ）

一 八八五年二月二十三日（光緒十一年一月初九日）

○ 擬築砲台説（擬して砲台を築かんとするの説）
○ 諒山失守統聞（諒山守りを失うの統聞）

○ 言之可惜（之を惜しむべしと言ふ）

○同仇敵愾（粵省の民風、素より剛勁と称す。法人の毒を擾するの説ありてより、羊城の華人、敵愾同仇せざるなく、みな法人と一死戦を決せんと欲す）

○西貢近耗（法人、將に首尾兼顧するに遑あらざるの勢いあり）

一八八五年二月二十四日（光緒十一年一月初十日）

○中必勝法論（中は必ず法に勝つの論）

○基隆近聞（中法兩軍、毫も戦勝なし）

一八八五年二月二十五日（光緒十一年一月十一日）

○書本報諒山驚耗後（本報の諒山驚耗の後に書す）

○海防近聞（諒山守りを失うの情形はまた未だ能くその詳細を知り尽さず）

○印人議論（中法兩國は現に已に好を棄て仇を尋む）

○飛電告捷（電を飛して捷を告ぐ）

一八八五年二月二十六日（光緒十一年一月十二日）

○聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同にするの説）

○戰艦慘沈（詠録字林報）

○港口述要（法船遊弋す）

○台事扼要（我が民の法を嫉むこと仇の如し）

一八八五年二月二十七日（光緒十一年一月十三日）

○接統聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同にするの説を接統す）

○法人矜誇（法人、矜誇す）

○拳團若狂（拳團狂うが若し）

○金辺近聞（西貢日報、金辺國及び西貢地方の近日の乱耗を載有す）

一八八五年二月二十八日（光緒十一年一月十四日）

○接統聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同にするの説を接統す）

○言之傷心（選録滬報）（之を傷心と言ふ）

- 法船東来
- 法人租船（法人、船を租る）
- 封口照会訳略

一八八五年三月二日（光緒十一年一月十六日）
 ◎接続聯民団以同敵愾説（民団を聯ねて以て敵愾を同にするの説を接続す）
 ○捷音誌喜（捷音もて喜びを誌す）
 ○電傳兵警（兵警を電傳す）（法の兵船多艘、駛して馬江に進む）
 ○台郡紀実

一八八五年三月四日（光緒十一年一月十八日）
 ◎宜密布水雷説（宜しく密に水雷を布くべきの説）
 ○擊毀法船（法船を擊毀す）（鎮海の砲台を攻めるの法艦は砲台に擊壞せらる）

○龍州消息（諒山の華軍敗績の時、蘇元春・蘇元瑞の兩軍門は皆傷を受くるに因りて内地に退入す）
 ○基隆近耗（法軍、未だ兵を進むる能わず）
 ○西貢近耗（海賊復た聚る）
 ○福州船事（法國の戰船、福州の海面に在り）

一八八五年三月五日（光緒十一年一月十九日）
 ●西論訳略

○鎮海統閩（法船、鎮海に在りて重傷を受く）
 ○法船被擊統閩（法船の撃を被るの統閩）
 ○東京近閩（法將に勁旅を調して往きて東広を援けんとす）
 ○閩海近閩（法の戰船、遊弋す）
 ○幸獲生還（幸いに生還を獲る）

一八八五年三月十二日（光緒十一年一月二十六日）
 ○東京統閩（法人の兵單にして大いに危うかるべきの勢いあり）

○法無能為（法、為す能うなし）

一八八五年三月十三日（光緒十一年一月二十七日）

○戊卒銘恩（戊卒、恩を銘ず）

○基隆近聞（中法二軍、基隆に在りて交綏す）
○會議時事（時事を會議す）（法船の水手、工人を毆傷するの一節）

一八八五年三月十四日（光緒十一年一月二十八日）

○基隆戰耗（劉永福、兵を率いて法と再戦す）
○中軍信（法人、民を虐ぐることを太だ甚だし）

○驅法電音（法を驅るの電音）（法人、紛紛として退却す）
○甬事述聞（西報、鎮海の消息を載有して云う。中国の統帶の各官は約束甚

だ嚴にして兵士は敢えて遠く離れず、と）

○意凶封口（封口を意図す）
○法人氣沮（法人、氣沮う）

○查船可惡（船を査するは惡むべし）
○法人詭詐

一八八五年三月十六日（光緒十一年一月三十日）

○法電訊錄（法兵の死傷は若干名）
○淡水消息（法、新兵の日ならずして將に到らんとするあり）

○法人妄想
○法人殘暴

○氣呑強虜（氣は強虜を呑む）（台南の劉蘭州觀察、布置嚴密たり）
○閩電述要（觀察、行きて澎湖に抵り、忽ち法船の阻む所と為る）

●總署照会

一八八五年三月十八日（光緒十一年二月初二日）
○淡水述聞（中法近日の情形）

一八八五年三月二十日（光緒十一年二月初四日）
○護押教人（教人を護押す）（中法和を失いてより後、凡そ敵國の教民は皆

逃れて遠方に之く）
○北海要聞（法船數艘、北海に在りて遊弋す）

○法人諱敗（法人、敗を諱す）

○法人兵微（法人の兵微し）
○法艦行踪（正月二十一日、法國の巴根達運軍船、新嘉坡より動輪して海防

に前往す）
○法官來華（法官、華に来る）

一八八五年三月二十一日（光緒十一年二月初五日）
○論星嘉坡法船購煤事（星嘉坡の法船の煤を購うの事を論ず）

○船砲不利（船砲、利ならず）

○基隆戰耗（中法二軍、交綏す）
○淡水近信（台湾の戦、聞くに華軍の死傷は約共千人なり）

一八八五年三月二十四日（光緒十一年二月初八日）
○福州近事（帶水の人民、法人に捉獲せらる）

一八八五年三月二十六日（光緒十一年二月初十日）
○論法好用兵以殘民（法は用兵を好みて以て民を残うを論ず）

○議和伝聞（和を議するの伝聞）

○法人會議

一八八五年三月二十七日（光緒十一年二月十一日）
○罪言贅言（丹徒嚴鐘爵吉人甫呈稿）

○和議將成（和議將に成らんとす）

○基隆近耗（現に華軍再び内地に退入し、法兵の前進の途を將て堵塞す）
○淡水近事（基隆の中法二軍、現に仍お常に接仗あり）

一八八五年三月二十八日（光緒十一年二月十二日）

●憲示照登（兩広總督部堂張・広東巡撫部院倪、明白に曉諭して以て商情を安んぜんが事の為にす）

◎論法人断不敢窺伺粵垣（法人は断じて敢えて粵垣を窺伺せざるを論ず）
○法船行踪（現に法船四艘、寧波口外に泊するあり）
○台北警報（法人、兵二千を以てを攻む）

一八八五年四月二日（光緒十一年二月十七日）

◎中法和議未定説（中法の和議未だ定まらざるの説）

○可望言和（和を言うを望むべし）
○鎮海西牒（法人の砲船、依然として遊弋す）
○虎林西牒（鎮海開仗以後、居民驚惶して措くなし）

一八八五年四月三日（光緒十一年二月十八日）

○克復諒山確電（諒山を克復するの確電）

○英京電音（法廷、將に擬して額外の帑項二百兆枚夫冷士を籌撓せんとなす）
○電音彙録（法國、現に兵八千を調して迅に東京に赴かしむ）
○澎湖近耗（十四日、法船、開花砲を用いて澎湖砲台を轟撃す）

○東京近聞（法兵三百名、華軍の攻撃を被る）
○修築砲台（砲台を修築す）

一八八五年四月六日（光緒十一年二月二十一日）

○龍州確電（馮子材・蘇元春・王德榜、広西疆辺の鎮南関に在りて兵を合し

て法兵を攻撃す）
○羊城電音（法兵、諒山に在りて敗退す）
○厦門近事（法船、北方に在りて肆に擾す）

○寧波近事（法船、口外に在り）
○軍容可喜（軍容、喜ぶべし）
○大槁三軍（大いに三軍を擣う）

○因時進言（時に因りて進言す）

一八八五年四月九日（光緒十一年二月二十四日）

◎書中法和議電音後（中法和議の電音の後に書す）

○議和統閣（和を議するの統閣）

○法人多事（法蘭西議院、現に四要件ありて商議す）

○法人租船（法人、船を租る）

○諒山余聞（法人の言に拠るに、法兵の死者は八十名、傷者は二百名なり）

○倫敦電音（中法の和局、經に稅務司の赫德力めて調停を為し、已にその事

を妥協せり）

○法船行踪（法國の馬干戰船、二十二日に於て、港より動輪し基隆に赴く）

一八八五年四月十一日（光緒十一年二月二十六日）

◎大有軋機（大いに軋機あり）

○退兵電音（兵を退くの電音）（法人、三月初一日に於て、台灣及び澎湖よ

り兵を退くと定む）

○幸脱虎口（幸いに虎口を脱す）

一八八五年四月十六日（光緒十一年三月初二日）

◎和戰務以得才為要論（和戰は務めて才を得るを以て要と為すの論）

○東報撰錄（目下の時勢を以て之を論ずるに、もし中法の干戈息まず、和議

成るなければ、法人台灣を困禁するの後に於て、必ず中國の各口岸を將て

次第に封禁せん）

一八八五年四月十七日（光緒十一年三月初三日）

○平安火船被拘（平安火船、拘わる）

○京電訳要（朝廷、兵を休め民を息めるを以て心と為し、請う所を俯允す）

○羊城電音（東京に駐するの軍兵を將て迎疆に退回す）

一八八五年四月二十日（光緒十一年三月初六日）

●甬江軍事補述

○自陳苦況（自ら苦況を陳ぶ）（中国海関の飛虎巡船、法人に擒捉せらる）
○台匪已解（台匪、已に解かる）

一八八五年四月二十一日（光緒十一年三月初七日）

●補罪言贅言（罪言贅言を補う）

○停戰確電

○淡水捷聞（法兵の死者、約千二百餘人あり）

一八八五年五月四日（光緒十一年三月二十日）

○法船赴澎湖（法船、澎湖に赴く）

○台湾近聞（法船十三艘、澎湖に泊するあり）

○運員未行（運員、未だ行かず）

○法人残暴

◎綜論時局（時局を綜論す）

一八八五年五月五日（光緒十一年三月二十一日）

◎中英有可合之機説（中英は合すべきの機あるの説）

一八八五年五月十四日（光緒十一年四月初一日）

○法人無理（法人、理なし）

○拘船統聞（船を拘うるの統聞）

一八八五年五月十五日（光緒十一年四月初二日）

○和約要言（その最も大局に関わる者、二あり。一は紅河を共にするを曰う。

一は越に戍を置くを曰う）

一八八五年五月十八日（光緒十一年四月初五日）

●漆室絮譚（三五上人妄擬）（越南は中国の藩服の邦と為り、世々職貢を守

○有辞以对（一旦法人故なくして之を威すに兵を以てす）

○閩事紀要（所有ゆる閩港の中法の鉄艦・兵輪・砲臺・砲船は俱に白旗を升せて暫く停戦を行う）
○淡水日記（一法船の道淡水を經るあり）
○議約已成（議約、已に成る）

一八八五年五月二十日（光緒十一年四月初七日）

●諒山戰事虛實辨

○議和秘密

○和阻津電（和阻まるの津電）（岌岌として中變の憂いあり）

○議約電音（李傅相また巴公使と會議し、熟商すること數四）

○要電兩則（中法兩國の草約は已に諒山撤兵前の兩点鐘の時に於て画押す）

一八八五年五月二十一日（光緒十一年四月初八日）

○古今患綜論

○和阻統聞（和阻まるの統聞）

○津沽近事（法使の巴特納、李傅相と往來するも甚だ秘密たり）

○中法近耗（中法議和の事に至っては、現に未だ接到せず）

一八八五年五月二十五日（光緒十一年四月十二日）

○京華西簡（中法の和事、尚お未だ議を起さず）

○雲津西簡（中朝の各言官、簡約を以て治わずと為す）

○和議訳聞

一八八五年五月三十日（光緒十一年四月十七日）

○法怨宰臣花利確証說（法は宰臣花利を怨むの確証あるの説）

一八八五年六月四日（光緒十一年四月二十二日）

○論澎湖險要（澎湖の險要を論ず）

●鎮海中法軍營往來文件彙錄（鎮海の中法軍營の往來の文件彙錄）

- 一八八五年六月八日（光緒十一年四月二十六日）
 - ◎時務策
 - 法船臺聚（法國の戦船四艘、鎮海に駐るあり）
- 一八八五年六月十日（光緒十一年四月二十八日）
 - ◎書本報中法議和信息後（本報の中法議和の情報の後に書す）
 - 津門近耗（中法の事、業に已に議妥するも惟だ未だ画押せざるのみ）
- 一八八五年六月十一日（光緒十一年四月二十九日）
 - ◎統時務策
 - 中法和電（中法の和約は業に已に画押す）
- 一八八五年六月十二日（光緒十一年四月三十日）
 - ◎諒山勝仗指証説（諒山の勝仗を指証するの説）
 - 京師紀要（法人擬する所の条約十條は前報に載せたり。内に三條は中国允許する能わず等の因あり）
 - 老臣愛思（此の次の中法の議和、中国の戦臣は皆心に悦ばず）
- 一八八五年六月十七日（光緒十一年五月初五日）
 - ◎再統時務策（時務策を再統す）
 - 和局大定（和局、大いに定まる）
 - 評論法事（法事を評論す）
 - 法帥云亡（法帥、亡ぶと云う）
- 一八八五年六月十九日（光緒十一年五月初七日）
 - ◎中法詳約書後（中法詳約して後に書す）
 - 慘無人理（慘ましくも人理なし）
- 一八八五年六月二十日（光緒十一年五月初八日）
 - ◎三統時務策（時務策を三統す）

○法人奸謀（法の水師提督孤拔並びに諸水師官員、法廷に永遠に澎湖一島に盤踞すべきを請う）

一八八五年六月二十二日（光緒十一年五月初十日）

◎四統時務策（時務策を四統す）
○赴越委員回華（越に赴くの委員、華に回る）

一八八五年六月二十三日（光緒十一年五月十一日）

◎五統時務策（時務策を五統す）
○法艦無理（法艦、理なし）
○寄諭風傳（前に虞する平安輪船の弁勇七百餘人を將て全數還するを允す）

一八八五年六月二十五日（光緒十一年五月十三日）

◎六統時務策（時務策を六統す）
○台厦要録（閩洋の各商船、去年法人の劫掠を被る者、大小約數十艘）
○追思法督（法督を追思す）

一八八五年六月二十六日（光緒十一年五月十四日）

◎論詳約与草約異同（詳約と草約の異同を論ず）

一八八五年七月八日（光緒十一年五月二十六日）

◎勝法補記（法に勝つの補記）
●細述取回基隆情形（基隆を取回するの情形を細述す）
○軍門忠勇

一八八五年七月十五日（光緒十一年六月初四日）

○法兵多病
○法船赴越（法船、越に赴く）

一八八五年八月三日（光緒十一年六月二十三日）

◎和局既定宜重籌善後事宜總論へ選錄申報へ（和局既に定まれば宜しく重かに善後の事宜を籌るべきの總論）

一八八五年八月四日（光緒十一年六月二十四日）
◎善後策設官第一

一八八五年八月二十一日（光緒十一年七月十二日）
◎善後策設防第二

一八八五年八月二十三日（光緒十一年七月十四日）
◎綜論亞細亞洲時局（亞細亞洲の時局を綜論す）

一八八五年八月二十五日（光緒十一年七月十六日）
◎綜論亞細亞洲時局統錄へ選錄華洋新報へ（亞細亞洲の時局を綜論するの統錄）

一八八五年九月二日（光緒十一年七月二十四日）
◎越事未已（越事、未だ已まらず）

一八八五年九月三日（光緒十一年七月二十五日）
◎善後策裕餉第三

一八八五年九月九日（光緒十一年八月初一日）
◎釈放法兵（法兵を釈放す）

一八八五年九月十七日（光緒十一年八月初九日）
◎東京乱耗（是の処の土人、西教を奉ずる者と互相に械鬥す）

一八八五年九月二十八日（光緒十一年八月二十日）
◎教民近耗（越南の教民、現に尙お未だ安堵を獲ず）

- 一 八八四年四月十八日（光緒十年三月二十三日）
 - 越南劉提督戰書
 - ◎ 論法人窮兵（法人兵に窮するを論ず）
 - 法人述黑旗勇略（法人、黑旗の勇略を述べる）
 - 西報訳録
- 一 八八四年四月十九日（光緒十年三月二十四日）
 - 安南劉提督告示
 - 氣球到越（氣球、越に到る）
 - ◎ 論劉提督募苗禦敵（劉提督の苗を募りて敵を禦ぐを論ず）
- 一 八八四年五月七日（光緒十年四月十三日）
 - ◎ 論中國宜堅拒法人賠償之請（中國は宜しく法人の賠償の請を堅拒すべきを論ず）
 - 收復北寧確聞（北寧を收復するの確聞）
- 一 八八四年五月八日（光緒十年四月十四日）
 - ◎ 禦法管見（法を禦ぐの管見）
 - ◎ 論法兵中計（法兵計に中るを論ず）
- 一 八八四年五月九日（光緒十年四月十五日）
 - ◎ 論中法兩國外助無人（中法兩國は外助に人なきを論ず）
 - 北寧戰務錄聞
 - 存問隣交函說（隣交を存問するの函說）
 - 基隆捷報
- 一 八八四年十月二十日（光緒十年九月初二日）

●立言得體（立言體を得る）
◎論法人有思和之意（法人和を思うの意あるを論ず）

一八八四年十月二十一日（光緒十年九月初三日）

◎論中朝宜固守北洋（中朝宜しく北洋を固守すべきを論ず）

●賞恤將士凶說（將士を賞恤するの凶說）

一八八四年十月二十二日（光緒十年九月初四日）

◎論法人窺伺台灣（法人台灣を窺伺するを論ず）

一八八四年十月二十三日（光緒十年九月初五日）

◎論交隣有道（交隣に道あるを論ず）

○洞悉敵情（敵情を洞悉す）
○華人逃工（華人、工を逃れる）（日前、法國の郵船文斯刺、横浜に駐泊するあり。船上の華工の跡を躡いて逃げる者、二十一人）

一八八四年十月二十四日（光緒十年九月初六日）

○法人贖武（法人、武を贖す）
●温乱詳述（先に無類の輩、三五群を成し、禮拜堂の門首に至る）

○欲解兵端（兵端を解かんと欲す）

一八八四年十月二十五日（光緒十年九月初七日）

●字林報論中法事（字林報、中法の事を論ず）

一八八四年十月二十六日（光緒十年九月初八日）

○越南戰電（中歷八月二十二・二十三日、中法兩軍、路南河上遊に遇う）

○ 俄使勸和（俄使、和を勧む）

一 八八四年十月二十七日（光緒十年九月初九日）

○ 先声奪人（先声、人を奪う）

● 侯相出京図説（侯相京を出るの図説）

◎ 論粵垣近日民心靜謐（粵垣は近日民心靜謐なるを論ず）

一 八八四年十月二十九日（光緒十年九月十一日）

● 福州開戦前後細情

◎ 禦敵淺説（敵を禦ぐの淺説）

● 淡水勝仗指証

一 八八四年十月三十日（光緒十年九月十二日）

● 統録福州開戦前後細情（福州開戦前後の細情を統録す）

○ 戰意甚堅（戰意、甚だ堅し）

● 法酋孤拔図説

● 教案詳述（温州教堂及び海関を焚毀するの一事）

一 八八四年十月三十一日（光緒十年九月十三日）

○ 台湾紀略（現に法人は台湾の一孤島を以て籌餉頗る難し）

○ 軍情統誌（基隆・滬尾の兩処に法人の戰船陸統として開往す）

○ 東京紀略（法兵傷を受くる者、多くして一千二百餘名に至る）

一 八八四年十一月一日（光緒十年九月十四日）

○ 法人電報（中国の諒山に駐屯するの兵、法兵と交戦すること數次）

○ 淡水記聞（現に法人並えて動靜なし）

○ 法使恃強（法使、強を恃む）

一 八八四年十一月二日（光緒十年九月十五日）

● 台北戰事詳述（法船、我が軍の退却するを見て、遂に勢いに乘じて陸兵を

● 捷音補録（淡本法に勝つの上岸す）
○ 法人誘詐（選録申報）

一 八八四年十一月三日（光緒十年九月十六日）

◎ 論中法近事（中法の近事を論ず）
○ 大軍赴閩（大軍、間に赴く）
○ 基隆近耗（法兵、現に基隆沿海の辺地に在り）
◎ 禦砲說（砲を禦ぐの説）
○ 中兵赴台（中兵、台に赴く）

一 八八四年十一月四日（光緒十年九月十七日）

◎ 論越南卒底平定（越南は卒底に平定するを論ず）
○ 添兵大舉（兵を添じて大舉す）
● 捷音統録（東京の捷）
○ 砲船修復
○ 法人増兵

一 八八四年十一月五日（光緒十年九月十八日）

○ 越南近耗（郵到せる劉爵帥の軍報に、法人現に全力を以て台湾を攻撃すれば、須らく越南に於て開仗し、以てその勢を分つべしと謂う）
● 淡水戰事詳述
◎ 論法人封禁台湾口岸之非（法人の台湾口岸を封禁するの非を論ず）
○ 侯相抵寧（侯相の寧に抵るの情形の詳誌）
○ 勇躍捐餉（勇躍して餉を捐す）
○ 現に華商の軍餉を勸捐するあり

一 八八四年十一月八日（光緒十年九月二十一日）

◎ 論用賢無方（賢を用うるに方なきを論ず）
● 續陳軍務（軍務を續陳す）

○閩人公債（閩人、張幼帥を都察院に控うるあり）
●西報論法弁軍報（西報、法弁の軍報を論ず）

一八八四年十一月九日（光緒十年九月二十二日）

○福州封港（福州、港を封ず）

○侯相將臨（侯相、將に臨まんとす）

○有感而言（感じて言うあり）（向に福州の役に、法は七千噸の鉄船を以て

閩江を攻撃す）

○法願行成（法、行成を願う）

●管帶浙江温州磐石砲台王守戎熊彪より福建の何制軍稟（浙江温州の磐石の砲台を管帶するの王守戎熊彪より福建の何制軍に上るの稟）

一八八四年十一月十日（光緒十年九月二十三日）

○禦法條陳（法を禦ぐの條陳）

○籌防論

○論法謀深遠（法の謀は深遠なるを論ず）

●申報訊西報論法外部大臣意（申報、西報に法外部大臣の意を論ずるを訊す）

○戰守並用說（戰守並びに用いるの説）

一八八四年十一月十二日（光緒十年九月二十五日）

○安南近事（八月初旬より起り、中法兩國の官兵交戦して停まず）

○和議伝聞

○論戰具宜精（戰具宜しく精なるべきを論ず）

○和議難成（和議成り難し）

一八八四年十一月十三日（光緒十年九月二十六日）

○機會可乘（機會乗ずべし）

○論行軍間道宜備（行軍の間道は宜しく備うべきを論ず）

○援閩消息（閩を援くの消息）

●英報論閩河之戰（英報、閩河の戰を論ず）

一八八四年十一月十四日（光緒十年九月二十七日）

◎外海水師未議
●孫庚堂軍門致彭紀南軍門書（孫庚堂軍門より彭紀南軍門に致すの書）
○稽查教業（教業を稽查す）（粵憲、中法和を失うを以て、法國に属する所の教堂の物業は、例として応に一併に查封し、以て居民の側目を免るべし）

一八八四年十一月十五日（光緒十年九月二十八日）

●錄基隆庁梁上台湾道稟稿（基隆庁の梁より台湾道に上るの稟稿を録す）
○基隆又開仗（基隆また開仗す）

一八八四年十一月十六日（光緒十年九月二十九日）

○法兵敗降
○天佑中国（天、中国を佑く）
●西報論大局（西報、大局を論ず）
○台湾近事（法人の台湾各口を將て封禁するの後より、道路の通 紛如たり）

一八八五年一月十六日（光緒十年十二月初一日）

◎越臣論
○法兵逃遁
○閩外捷音（法の兵頭三名、教匪数十名を擒獲す）
○告捷電音

一八八五年一月十七日（光緒十年十二月初二日）

◎宜節用以助軍餉說（宜しく節用して以て軍餉を助くべきの説）
○法人虚声

一八八五年一月十八日（光緒十年十二月初三日）

◎論法無能為（法は為す能うなきを論ず）
○法人究謀（法人、謀を究む）（日本報に云う。現に聞くに、日ならずして

將に法國の戰船二艘、駛して高麗に往かんとす。此の説果して確かなれば、法人また高國の乱に乗じて以て華船を撃たんと欲するなり。

○ 法人窺粵（法人、粵を窺う）

一八八五年一月十九日（光緒十年十二月初四日）

○ 論兵貴神速（兵は神速を貴ぶを論ず）

○ 法人無狀（法人の台湾を困するや、船少なくて兵微し）

○ 法軍志餒（法軍の志餒す）

○ 援台芻見（台を援くの芻見）

一八八五年一月二十日（光緒十年十二月初五日）

● 請開英官捐輸摺稿（英官の捐輸を開かんことを請うの摺稿）

○ 論援台之師（援台を論ず）

○ 書日人論台湾後（日人の台湾を論ずるの後に書す）

一八八五年一月二十一日（光緒十年十二月初六日）

○ 法船赴台（法船、台に赴く）

○ 華兵赴台（華兵、台に赴く）

○ 越戰問答

一八八五年一月二十二日（光緒十年十二月初七日）

○ 海防西簡（黒旗の兵、日に嘉刺河に在りて法人を截戮す）

○ 越高二事不同說（越高の二事は同じからざるの説）

● 丁和克書（丁和克の書）（昨ごろ滬報の丁和克痛哭して台湾を救わんことを請うの一書を覽る）

一八八五年一月二十三日（光緒十年十二月初八日）

○ 旅防鞏固（私に謂うに、法人若し旅順を攻取せんと欲すれば、陸兵六千人を用い、佐くるに大幫の水師を以てせざれば不可なり）

○ 訳東京軍信書後（東京の軍信を訳して後に書す）

一八八五年一月二十四日（光緒十年十二月初九日）

◎論中日宜和（中日は宜しく和すべきを論ず）

◎法人計窮（法人の計窮る）
◎書本報昨録津電法人議和後（本報昨ごろ録せる津電の法人和を議するの後に書す）

◎論富国在於除弊（富国は弊を除くに在るを論ず）
◎書兵輪赴台信後（兵輪台に赴くの信の後に書す）

一八八五年一月二十六日（光緒十年十二月十一日）

◎法人言法（法人、法を言う）

◎和日戰法説（日と和し法と戦うの説）

一八八五年一月二十七日（光緒十年十二月十二日）

◎河内郵音（邇來、中法兩軍、東京の接壤の処に分駐し、屢々小戦あり）

◎援台必克論（台を援ければ必ず克つの論）

◎東京近信（昨ごろ法兵五千名、法国より載せて東京に到るあり）
◎法人近耗（中法兩軍、日間東京に在れば、必ず將にまた一場の血戦あらん）

一八八五年一月二十八日（光緒十年十二月十三日）

◎河内鴻音（刻下、中法兩軍の東京に駐するや均しく皆壁を堅くし壘を固くす）

◎法人暴斂

◎論先籌餉而後増兵（先に餉を籌りて後に兵を増すを論ず）

◎基隆戰耗（某日、法人兵五旅を以て往きて基隆に付近するの華人の砲台を攻む）

一八八五年一月二十九日（光緒十年十二月十四日）

◎台湾捷報
◎吳淞防務策要（選錄申報）

一八八五年一月三十日（光緒十年十二月十五日）

◎書淡水要信後（淡水の要信の後に書す）

●接録吳淞防務策要（吳淞防務策要を接録す）

◎法事問答

○法人大困（法人、大いに困しむ）

一八八五年一月三十一日（光緒十年十二月十六日）

◎法語之言

○將士離心（將士、心を離る）（目今、法は亞洲に事ありて台を封じ越と戦

●日人論台湾（日人、台湾を論ず）

一八八五年二月一日（光緒十年十二月十七日）

◎論法有憚華之意（法は華を憚るの意あるを論ず）

●再統吳淞防務策要（再び吳淞防務策要を統ける）

◎台援益不可緩說（台援は益々緩すべからざるの說）

○訊録法報（法報を訊録す）

一八八五年二月二日（光緒十年十二月十八日）

◎擲船援台不宜再遲說（船を擲して台を援くは宜しく再び遅らすべからざる

の說）

一八八五年二月三日（光緒十年十二月十九日）

◎論粵省勸捐宜增抽田稅不宜再抽房租（粵省の勸捐は宜しく田稅を増抽すべ

◎論法軍逃徙（法軍の逃徙するを論ず）

一八八五年二月五日（光緒十年十二月二十一日）

◎中国足以勝法説（中国は以て法に勝つに足るの説）

◎再議封口（再び封口を議す）

◎火器考

◎用間出奇説（間を用いて奇を出すの説）（今日、法酋を制せんと欲すれば、浪戦は策に非らず）

一八八五年二月六日（光緒十年十二月二十二日）

○京信述法事（京信、法事を述ぶ）

○台湾消息（台南は前月に於て厦門より送解せるの軍餉軍械に接到す）

一八八五年二月七日（光緒十年十二月二十三日）

◎閩省諸紳耆挽留左爵閣東渡稟（閩省の諸紳耆、左爵閣の東渡を挽留するの稟）

◎評量勝負（勝負を評量す）

◎知難而退（難を知りて退く）

◎確實捷音

◎法人大欲

一八八五年二月八日（光緒十年十二月二十四日）

○兵艦赴閩（兵艦、閩に赴く）

◎西人擬策（某西人の擬策六條は中法の和好をして旧の如くせしむべし）

○法兵赴越（法兵、越に赴く）

○淡水近閩（該埠、海外に孤懸し、内地の各事に於ては一として聞く所なし）

○法人残暴

一八八五年二月九日（光緒十年十二月二十五日）

○開戰伝聞

◎論土民不宜作漢奸（土民は宜しく漢奸と作すべからざるを論ず）

○援兵到台（援兵、台に到る）

一八八五年二月十日（光緒十年十二月二十六日）
○台事扼要（十三日、淡水信息に謂う。法船二艘、経に已に啓行して他往するあり）

一八八五年二月二十五日（光緒十一年一月十一日）

●擬収復東京賀表（選録華字日報）（擬して東京を収復せんとするの賀表）

○宣光大捷

○飛電告捷（飛電、捷を告ぐ）

○法兵受傷（法兵、傷を受く）

◎論中法近日情形（中法の近日の情形を論ず）

一八八五年二月二十六日（光緒十一年一月十二日）

○上海要電（日前、伝説紛如たり。中国、法船二艘、上洋の海面に在りて法

国戦艦の水雷を用いて撃沈するを被る等の語ありと謂う）

○法人示戦（法人、戦を示す）

○決舎基隆（基隆を舎てるを決す）

◎法人無礼

一八八五年二月二十七日（光緒十一年一月十三日）

○法船到台（法船、台に到る）

●基隆戰事詳記

一八八五年二月二十八日（光緒十一年一月十四日）

◎擬築砲台説（擬して砲台を築かんとするの説）

○増兵伝聞

○法人暴敵

○東京軍信（法提督の尼機利亞、軍兵萬人を統率し、諒山に進攻す）

○西貢近耗（西貢を距たること遠からざるの処に村落の鶴門と名づくるあり、

○二十五日に於て、乱党の放火焚毀するを被る）

○諒山失守続聞（諒山守を失うの続聞）

○法人不法
○台事彙録（三人、基隆より逃げ回るあり）
○同仇敵愾（粵省の民風、素より剛烈を称す。法人等を擾すの説ありてより、羊城の華人、敵愾同仇せざるなし）

一八八五年三月一日（光緒十一年一月十五日）

○奉天郵音（法人等を構えるの初め、中国は深く俄人の虚に乗じて窺伺し辺疆を擾攘するを虞る）

○法国近事（兵部大臣等、籌撥添兵の一事に因り、以て廷臣の互相齟齬するを致す）

○風鶴虚驚（去臘二十七日、法国の鉄甲船二艘・戦船四艘、駛して銅柱山に至り、上海の居民、殊に惶恐を形す）

○論宣光之捷（宣光の捷を論ず）
○中必勝法論（中は必ず法に勝つの論）
○法人大言

一八八五年三月二日（光緒十一年一月十六日）

●基隆軍事詳述

○京電節要（馬江の敗は只法人暗に肆に狙撃するに因る）
○省垣近事（省官は法艦遊弋し往來定めなきに因り、加意提防せざるなし）

一八八五年三月三日（光緒十一年一月十七日）

○閱基隆戰務書後（基隆の戦務を閲て後に書す）

○論東粵設防之嚴（東粵の設防の嚴を論ず）
○越南軍信（去歲臘月、十八より以て二十八等の日におよぶまで、中軍日に法軍と血戦す）

○地捐近聞（客冬、省中の大憲、軍務孔だ亟にして籌餉維れ艱きを以て、遂に諭を頒ち、各行の生意、売り出しの貨物の価値をして、毎兩に預め銀三分を抽し、以て軍餉に充てしむ）

○書本報諒山驚耗後（本報の諒山驚耗の後に書す）

一 八八五年三月四日（光緒十一年一月十八日）

◎論有備無患（備えあれば患なきを論ず）

◎論法人禁運米石不合公法（法人米石を運ぶを禁じて公法に合せざるを論ず）

●西人論中法曲直（西人、中法の曲直を論ず）

一 八八五年三月五日（光緒十一年一月十九日）

◎越戰問答

○粵防鞏固

○未雨綢繆（未だ雨ふらずして綢繆す）（近日、法人洋面に遊弋し、また粵

東を窺伺するの遥あり）

○法人大言（中国仍お心を降して相い従わざれば、我が法國は再び復た兵を

一 八八五年三月七日（光緒十一年一月二十一日）

○禁船載米（船に米を載せるを禁ず）

◎法人封禁米糧來華說（法人米糧の華に來るを封禁するの說）

○台郡紀實（本月初七日、劉省三撫帥、將士を督率し、基隆地方に在りて復

た法人と開仗し、大いに全勝を獲る）

○龍州要電（法人、諒山の軍を將て隊を抜ききて中国の広西に馳赴せしむ）

一 八八五年三月八日（光緒十一年一月二十二日）

◎再統聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同じくするの說を再統す）

○法電告敗（法電、敗を告ぐ）

○法兵赴越（法兵、越に赴く）

○海防戒嚴

一八八五年三月九日（光緒十一年一月二十三日）

○廈門郵音（打狗一帶の海面、祇法船兩艘の往来遊弋するあるのみ）

○擊毀法船（法船を擊毀す）

○論名器不可濫予（名器は濫りに予うべからざるを論ず）

○鎮海統閩（十六の晩、法船、水雷砲船兩艘を用いて鎮海に進攻す）

○三統聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同じくするの說を三統す）

●醇親王諭

○論武備宜認真講求（武備は宜しく認真に講求すべきを論ず）

○越南軍信（法人諒山を陥すの後より、法帥の埃利士、現に已に重兵を發して前往し、刁然開の軍を救助せしむ）

○龍州統閩（楊帥は陣亡し、潘馮の兩帥は現に閩の内外に分屯す）

一八八五年三月十日（光緒十一年一月二十四日）

○閩海近聞（日新火船、その芭蕉山に在るの時に當り、法戰船の該処に遊弋するあるを見る）

●西論諷略（法人の北直隸を困困するを論ずる者あり）

○幸獲生還（幸いに生還するを獲る）

●四統聯民團以同敵愾說（民團を聯ねて以て敵愾を同じくするの說を四統す）

●海客談兵（海客、兵を談ず）

一八八五年三月十一日（光緒十一年一月二十五日）

○論法人將絶中朝糧道（法人將に中朝の糧道を絶たんとするを論ず）

○福州船事（去臘二十三日、法國の戰船數艘、福州の海面に在りて停泊す）

○宜密布水雷說（宜しく水雷を密布すべきの說）

●陳方伯上左侯相書（陳方伯より左侯相に上の書）

○閩中軍信（法人台灣に在り、別に戰船を派し海面に分巡し以て台を援くの師を阻む）

○鎮南捷聞

○台疆警電

○擊壞法船餘聞（法船を擊壞するの餘聞）

一八八五年三月十二日（光緒十一年一月二十六日）

● 兩江戰事案述

○ 電信伝聞（中法、戦を示すの後、法人明目張胆す）

○ 東京軍信（諒山守を失うの一事、去臘二十九日に在り）

一八八五年三月十三日（光緒十一年一月二十七日）

○ 論中国宜体恤陣傷勇丁（中国は宜しく陣傷の勇丁を体恤すべきを論ず）

○ 東京軍信（此の次の中法の交戦は実に大敵たり。華兵また能く血戦し、法

兵と相い上下せず）

○ 西報訳略（法人の粵東の北海を封禁して以て東京一帯の洋面に至る、その用意突に明言し難し）

一八八五年三月十四日（光緒十一年一月二十八日）

○ 論法人擬匪廉州北海（法人擬して廉州の北海を囲まんとするを論ず）

○ 論法人詭謀

○ 甬江軍信（中国の兵艦、甬江に在りて利を失うの後より、民心驚惶す）

○ 甬江軍信（中国の兵艦、甬江に在りて利を失うの後より、民心驚惶す）

○ 論法人封禁北海将犯兩粵（法人北海を封禁して将に兩粵を犯さんとするを論ず）

○ 淡水近聞（目下、華兵は淡水地方に在り）

○ 補述諒山軍事（諒山の軍事を補述す）

一八八五年三月十五日（光緒十一年一月二十九日）

○ 東京統閩（法兵の諒山に進攻するの軍、約萬人あり）

○ 論法人禁運米船之非（法人米を運ぶの船を禁ずるの非を論ず）

○ 東京軍信（法の統領尼忌札也、十二月十五日に於て、親ら軽氣球に乗り、

空に騰りて華軍の虚実を窺探す）

一八八五年三月十七日（光緒十一年二月初一日）
○西報彙訳（中法和を失いてより、英廷公法を恪遵し、法國の戦艦を接濟するを許さず）

○基隆訊聞（日前、法軍、華營を撲犯す）

○基隆捷報

○法無能為（法、為す能うなし）

○諒山確耗（日前の諒山の役、中國は戦わずして退くと謂うあり）

○敵愾同仇（近ごろ廉州の洋面、已に法船の此に至りて湾泊するあり）

○北海近聞（北海の防務喫緊にして、日間、中法開仗の勢いあり）

○法棄諒山（法、諒山を棄つ）

一八八五年三月十八日（光緒十一年二月初二日）

○基隆勝法細情（基隆の法に勝つの細情）

○駟法電音（法を駟るの電音）

○省城軍報（去臘二十八日、法人諒山を撲犯し、官軍隊を揮いて敵を迎う）

○甬戰可嘉（甬戰、嘉すべし）

●憲示照登（法人、端なくして順を犯す）

一八八五年三月十九日（光緒十一年二月初三日）

○法人志大（法人の志は大なり）

○注意諒山（諒山に注意す）

●總署照會

一八八五年三月二十日（光緒十一年二月初四日）

○損人不利己說（人を損え己を利せざるの説）

○火船索賠（火船、賠を索む）

○法弁私談（水師提督の孤拔は戦船數艘を督率し、昨ごろ基隆より開行して他去せり）

○犯粵遙伝（粵を犯すの遙伝）

○諒山已復（諒山已に復す）

○法電訊録（法人の敗を諱みて勝と為すを見るべし）
○越南軍信（法兵、諒山に抛りて駐紮するの後より、法將の埃利、遂にその部兵を統べ、太原鎮地方に退回す）

一八八五年三月二十一日（光緒十年二月初五日）

○折津只素（法人如し果して米石を嚴禁すれば、将来旅順島に駐する所の中兵は恐らくは庚癸の呼を免れ難し）

●録候補監大使張俊民上張香帥稟（候補監大使張俊民より張香帥に上るの稟を録す）

○法情叵測（法の情、測り叵し）
○法人阻運（法人、運を阻む）

○商民報効（華人現に英京に在り、軍費を開捐す）

一八八五年三月二十二日（光緒十一年二月初六日）

○諒山報捷（諒山、捷を報ず）
○先聲奪人（先聲、人を奪う）

○訊録西報（西報を訊録す）（法人諒山に踞するの後より、元戎の拍里也、また兵を追いて撲杜仁関に進む）

○淡水述聞（法船二艘、駛行して他に往く）

一八八五年三月二十三日（光緒十一年二月初七日）

○以て之を犯す（淡水付近に環湾と地名する者あり。正月二十二日、法人兵を

○同心共濟（去月の前数日、左侯相勁旅数千名を督率し馳せて台湾に赴く）
○休戚相関（英徳兩邦の京に駐するの公使、中法の時事艱危なるを目撃し、

○情自ずから已み難く、復た齒舌の勞を惜しまず、二国の為に解紛排難す）
○基隆戰耗（日前、中法二軍、基隆を距たる約六英里の処に在りて交綏す）

○虎視眈眈（中法事あるに当り、俄は自ら華の法商を保護するの責を認む）
○日人乘釁（中法兵を用うるの際に困り釁に乘じて以て高麗を奪わんと欲す）
○護押教人（教人を護押す）（中法和を失いてより後、凡そ敵國の教民は皆

逃れて遠方に之く

一八八五年三月二十四日（光緒十一年二月初八日）

●道憲照会（査するに、法人約に背き、沿海に軍興る）

○法人兵徴（法人の兵徴し）

○北海要聞（日前、法船數艘、北海に在りて遊弋するあり）

○廈門近信（近日、法人は戦船一艘を澎湖の外嶼に移泊す）

○製造船艦（船艦を製造す）

一八八五年三月二十五日（光緒十一年二月初九日）

●記楊軍門事（楊軍門の事を記す）

○天威嚇怒

○問事紀要（省間の大憲、己に金牌外港を將て封堵し、輪舟口に入る能わず）

○再論法人阻漕事（再び法人の漕事を阻むを論ず）

○論兵貴操練（兵は操練を貴ぶを論ず）

●來信照登

○敵の頭を太白に懸けるを欲せざる者あるにはあらず

○勝法伝聞（法に勝つもの伝聞）

一八八五年三月二十七日（光緒十一年二月十一日）

○廈門談屑（厦門の商船、去臘、法人の洋面に在りて劫掠慘殺するを被り、

殊に聞く者をして髮指せしむ）

○密布水雷（水雷を密布す）（海氛靖からざるより以来、防務日に益々慎重）

○寧道照会（寧波道觀察、昨ごろ外国領事に照会す）

○京師郵信（岑彦卿宮保、法人に高平に困まる）

○論華民宜議公法（華民は宜しく公法を議すべきを論ず）

○移駐重臣（重臣を移駐す）

○公道猶存（公道、猶お存す）

○四明録要（法人鎮海を侵犯するの後より、寧波の洋商教士は風鶴の驚なく

○ 運ばあらず
○ 來春の海運必ず波乱あるを籌及す
○ 法船往台（法船、台に往く）

一八八五年三月二十八日（光緒十一年二月十二日）

○ 江陰軍務（近日、陸路の防營、その整肅なること異常なり）

○ 台疆無法（台疆に法なし）

○ 添築砲台（砲台を添築す）

○ 甬上近聞（浙撫の劉中丞、撫標の精兵二千名を派撥して甬に到り鎮海を保

衛せしむ）

○ 議和伝聞（法人現に復た李伯相と和約を商議すと謂う）

○ 軍火被獲（軍火獲せらる）

○ 閩西報法兵部大臣議論書後（西報に法の兵部大臣の議論を閱て後に書す）

○ 宣示禁例（禁例を宣示す）（上海の法領事、現に法人の禁ずる所の運載の

物を將て逐一開列す）

○ 寧波戰電（去月二十七日、… 兩点半鐘の時に於て、忽ち砲を開く）

一八八五年三月二十九日（光緒十一年二月十三日）

○ 觀戰不果（觀戰を果さず）

○ 鎮海郵音（寧波及び鎮海兩處の地面は、目下軍務孔だ亟なり）

○ 東京軍信（宣光崑崙関は法人占拠してより以来、去年の西曆十月より華軍

及び黒旗の為に困しむ所たり）

○ 漕事述聞

○ 論近日越中軍情（近日の越中の軍情を論ず）

○ 印廷守法（印廷、法を守る）（近ごろ中法開仗するに因り、局外の諸邦は

理として合に公法を遵守すべし。印度朝廷、特に諭旨を發す）

○ 法人募兵（法人、兵を募る）（法人、東京に在りて越南の土人を招募す）

一八八五年三月三十日（光緒十一年二月十四日）

- ◎乘勢論（勢いに乗ずるの論）
- ◎基隆戰報（日前、法軍は華營を撲犯するも、華軍力めて拒み、法は逞する能わず）
- 調兵北海（北海に調兵す）
- ◎論甬洋失事（近日戰勝之故（甬洋の失事と近日の戰勝の故を論ず）
- 盤下述聞（法人順を犯して以來、一切の軍國の大事は悉く醇邸の裁奪を請う）
- ◎解散漢奸說（漢奸を解散するの說）
- 一八八五年三月三十一日（光緒十一年二月十五日）
- ◎整頓水師末議（水師を整頓するの末議）
- 罪言贅言（選錄循環日報）
- 甬東紀要（近日、法船洋面に遊弋す）
- 和議端倪
- 一八八五年四月一日（光緒十一年二月十六日）
- 諒山軍情（馮子材軍門、力を奮いて殺出し、法軍業に經に大いに挫かる）
- 憲示照錄（広東の海防喫緊、需用浩繁なれば、資を民力に借らざる能わず）
- 一八八五年四月二日（光緒十一年二月十七日）
- ◎論法人断不敢窺伺粵垣（法人は断じて敢えて粵垣を窺伺せざるを論ず）
- 克復諒山（諒山を克復す）
- ◎論法人以局外公共之說愚中国（法人は局外公共の說を以て中国を愚するを論ず）
- 一八八五年四月三日（光緒十一年二月十八日）
- 四明紀要（前に立生号の山東船、法人の虜去を被る）
- 粵西確耗（諒山守りを失いて後、克復するや否やは伝説紛如たり）
- 法兵將至（法兵、將に至らんとす）